

2026. 2. 19

# フランクリン・テンプルトン・米ドル毎月分配型ファンド

## 追加型投信／海外／債券

◆この目論見書により行なう「フランクリン・テンプルトン・米ドル毎月分配型ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年2月18日に関東財務局長に提出しており、2026年2月19日にその効力が発生しております。

有価証券届出書提出日	: 2026年2月18日
発行者名	: フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社
代表者の役職氏名	: 代表取締役社長 高村 孝
本店の所在の場所	: 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
有価証券届出書（訂正届出書を含みます。） の写しを縦覧に供する場所	: 該当事項はありません。

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。  
また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

## － 目 次 －

	頁
第一部【証券情報】 .....	1
第二部【ファンド情報】 .....	3
第1【ファンドの状況】 .....	3
第2【管理及び運営】 .....	39
第3【ファンドの経理状況】 .....	44
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】 .....	63
第三部【委託会社等の情報】 .....	64
約款	

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

フランクリン・テンプレートン・米ドル毎月分配型ファンド（以下「ファンド」といいます。）

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3)【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

### (4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

### (5)【申込手数料】

申込手数料は、申込金額に 2.20%（税抜 2.00%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。販売会社毎の手数料率等の詳細については、各販売会社にお問い合わせください。

### (6)【申込単位】

販売会社が定める単位とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### (7)【申込期間】

2026年2月19日から2026年8月18日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

### (8)【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

フランクリン・テンプレートン・ジャパン株式会社

ホームページアドレス：<https://www.franklintempleton.co.jp>

電話番号：03-5219-5940

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

(9) 【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(12) 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ① ファンドの目的

主として米ドル建債券に投資することにより米ドル短期金利を上回るインカムゲインを獲得することにより、米ドル短期金利水準の分配を毎月行い、米ドル原資産元本の安定した運用成果を目指します。

\*分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。分配金の支払いおよびその金額を保証するものではありません。

###### ② ファンドの基本的性格

###### 1) 商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
		債券
追加型投信	海外	不動産投信
	内外	その他資産 ( ) 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般	年1回	グローバル		
大型株	年2回	日本		
中小型株	年4回	北米		
債券 一般	年6回	欧州	ファミリーファンド	あり ( )
公債	(隔月)	アジア		
社債	年12回	オセアニア		
その他債券 クレジット属性 ( )	(毎月)	中南米		
不動産投信	日々	アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (債券・一般))	その他 ( )	中近東 (中東)		
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産(投資信託証券(債券・一般))）と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

## <商品分類の定義>

### 1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

### 2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

### 3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

### 4. 独立した区分

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

## <補足として使用する商品分類>

- (1) インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

## <属性区分の定義>

### 1. 投資対象資産による属性区分

#### (1) 株式

- ① 一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ② 大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- ③ 中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

#### (2) 債券

- ① 一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ② 公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ③ 社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④ その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ⑤ 格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

#### (3) 不動産投信

これ以上の詳細な分類は行なわないものとする。

#### (4) その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

#### (5) 資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- ① 資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ② 資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を

行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

## 2. 決算頻度による属性区分

- ①年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- ②年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- ③年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- ④年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑤年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑥日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑦その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

## 3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

- ①グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- ②日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑨中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

## 4. 投資形態による属性区分

- ①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- ②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

## 5. 為替ヘッジによる属性区分

- ①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるものをいう。
- ②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいう。

## 6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

- ①日経225
- ②TOPIX
- ③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

## 7. 特殊型

- ①ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- ②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- ③ロング・ショート型/絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- ④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

### ③ ファンドの特色

#### 特色1 米ドル原資産ベースでの元本の安定を目指します

- 主として米国の国債、政府機関債、事業債、モーゲージ担保債務証券等を含むモーゲージ証券(MBS)、資産担保証券(ABS)等を中心に投資を行い、安定した収益の確保を目指します。
- ポートフォリオの平均格付はA-／A3格以上を維持し、信用リスクの抑制を図ります。なお、個別債券は原則としてBBB-／Baa3格\*以上の格付を付与されているものに投資します。

\*S&P、ムーディーズ、フィッチ・レーティングスのうち、いずれか1社以上による格付

- 原則として、ポートフォリオ全体の実効デュレーション\*(金利感応度、平均残存期間)を、通常0.5年～1.0年(最大1.5年)とし、金利変動リスクの回避を目指します。

\*実効デュレーションとは、MBSやABSの早期償還を考慮して計算されたデュレーション(金利感応度、平均残存期間)をいいます。

- 為替ヘッジを行わないため、基準価額は円と米ドルとの為替相場の変動の影響を受けます。

- ファミリーファンド方式により運用を行います。

「ファミリーファンド方式」とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



※委託会社は、上記マザーファンドに投資を行う当ファンド以外のベビーファンドの設定・運用を行うことがあります。

## 特色2

### 運用はフランクリン・テンプレートン・グループのウエスタン・アセットが行います

- マザーファンドの運用にあたっては、「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシー」(以下「投資顧問会社」)に運用の指図に関する権限を委託します。



#### ウエスタン・アセット

—設立:1971年、本部:米国カリフォルニア州  
—運用資産約2,299億米ドル。(約34兆円)\*

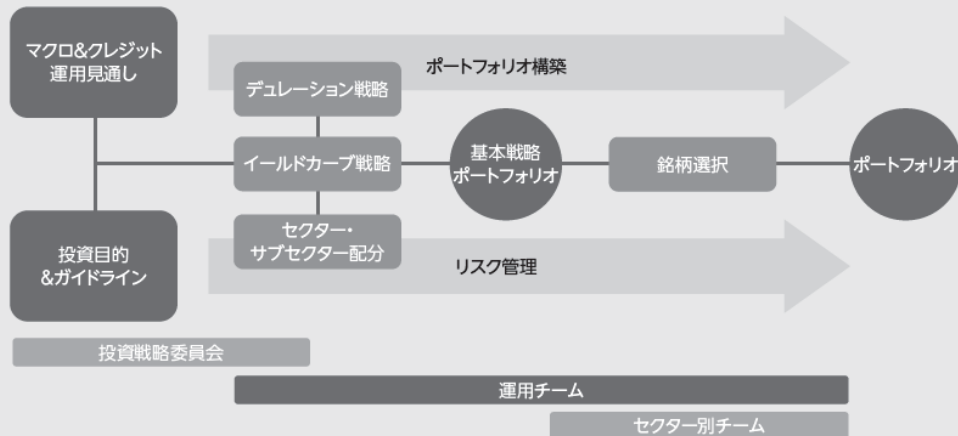
#### ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシー

—マザーファンドの投資顧問会社  
—運用資産約1,850億米ドル。(約28兆円)\*

\*2025年9月末現在。米ドルの円貨換算は、株式会社三菱UFJ銀行の2025年9月末現在の対顧客電信売相場場の仲値(1米ドル=148.88円)によります。

#### 運用プロセス

最高運用責任者、シニア・エコノミストのほか、債券のセクター別のシニアクラス・メンバー等が参加するミーティング(投資戦略委員会)において投資環境の分析及び市場の見通しの策定が行われ、基本的な運用戦略が決定されます。ポートフォリオの構築では、運用ガイドラインを考慮しながら、運用戦略が遂行されます。個別銘柄は、セクター別チームによるボトムアップ・リサーチをベースに選択されます。



※運用プロセスは、今後、変更となる場合があります。

## 特色3

### 毎決算時(毎月18日、休業日の場合は翌営業日)に収益分配を行います



(注) 分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。

上記はファンドの決算期を示したものであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

## ファンドの投資制限

- 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- 米国国債、政府機関債、政府保証債、またはこれらと同等の信用を有する証券を除き、原則として一発行体の発行する証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 信託財産に属する事業債の時価総額は、原則として信託財産の純資産総額の25%以内とします。
- 信託財産に属するBBB/Baa格付(BBB+/Baa1格~BBB-/Baa3格)を付与されたまたは同等の信用を有する証券の時価総額は、原則として信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- デリバティブ取引を行うことができます。

## 分配方針

毎決算時(毎月18日、休業日の場合は翌営業日)に収益分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収益(マザーファンドの信託財産に属する利子等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。以下「配当等収益」といいます。)および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 収益分配金額は、原則として繰越分を含めた配当等収益を中心に、米ドル短期金利水準等を勘案して委託会社が決定し、毎月分配を行います。ただし、信託約款に定める範囲内で、売買益をも源泉として分配を行うことがあります。
- 分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。

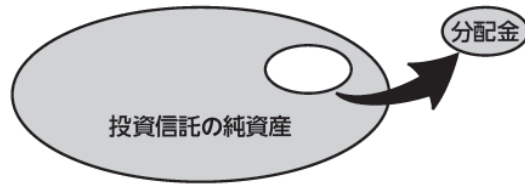
※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## [収益分配金に関する留意事項]

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

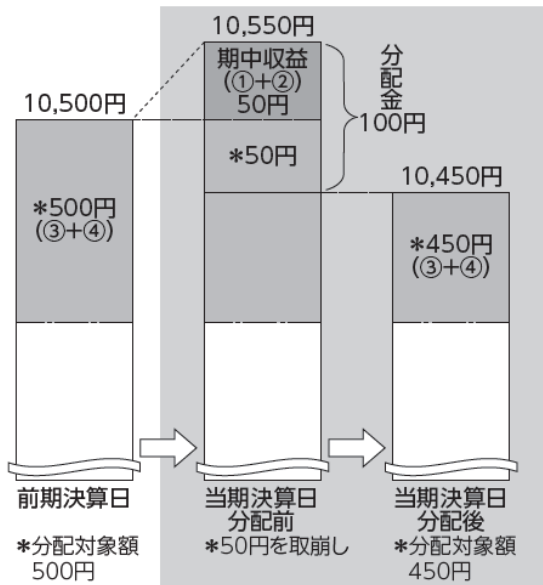
### 投資信託で分配金が支払われるイメージ



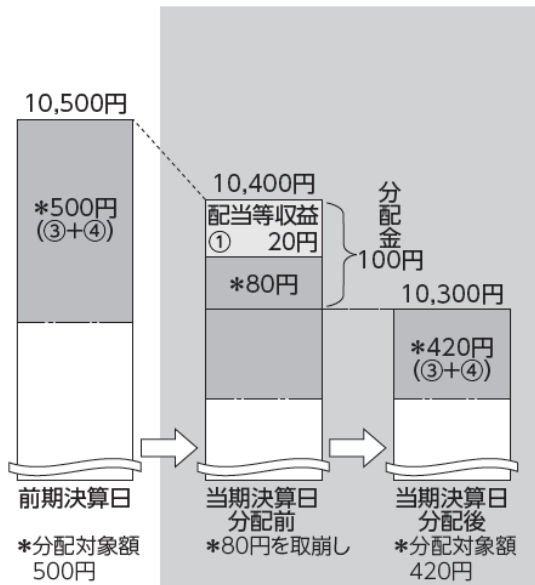
●分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

#### 前期決算日から基準価額が上昇した場合



#### 前期決算日から基準価額が下落した場合



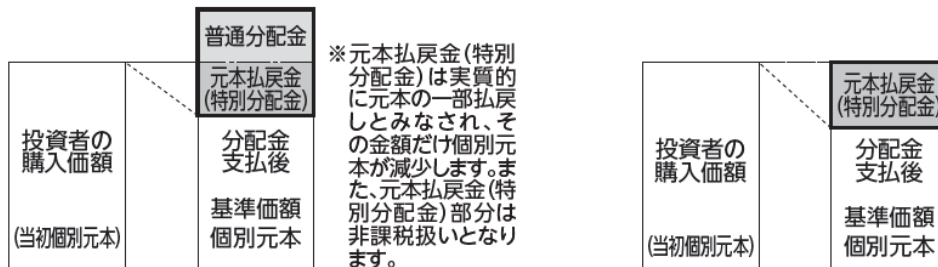
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

#### ④ 信託金限度額

- ・5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

## (2) 【ファンドの沿革】

2001年11月28日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

2006年1月1日

- ・ファンドの名称を「シティ毎月分配型ファンド」から「LM・米ドル毎月分配型ファンド」に変更
- ・マザーファンドの名称を「シティグループ米国短期投資適格債マザーファンド」から「LM・米国短期投資適格債マザーファンド」に変更

2006年4月28日

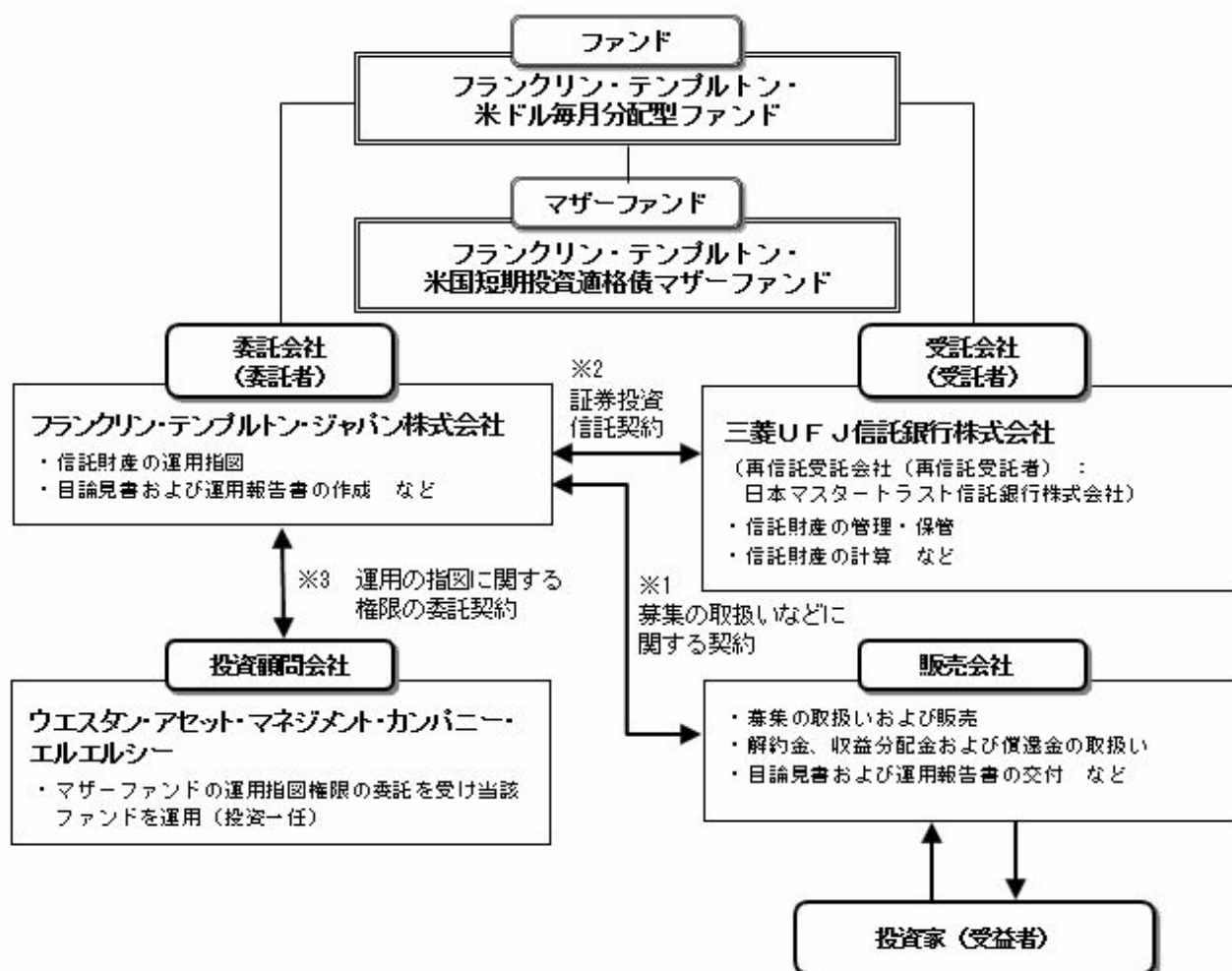
- ・投資顧問会社を「ソロモン・ブラザーズ・アセット・マネジメント・インク」から「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー」（現ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシー）に変更

2022年8月19日

- ・ファンドの名称を「LM・米ドル毎月分配型ファンド」から「フランクリン・テンプルトン・米ドル毎月分配型ファンド」に変更
- ・マザーファンドの名称を「LM・米国短期投資適格債マザーファンド」から「フランクリン・テンプルトン・米国短期投資適格債マザーファンド」に変更

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

※3 投資顧問会社に運用の指図に関する権限を委託するにあたり、そのルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したもの。委託する業務内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

② 委託会社の概況（2025年11月末現在）

1) 資本金

1,000百万円

2) 沿革

1998年4月28日 ソロモン投信委託株式会社設立  
 1998年6月16日 証券投資信託委託会社免許取得  
 1998年11月30日 投資顧問業登録  
 1999年6月24日 投資一任契約に係る業務の認可取得  
 1999年10月1日 スミス・バーニー投資顧問株式会社と合併、「エスエスビーシティ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更  
 2001年4月1日 「シティグループ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更  
 2006年1月1日 「レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更  
 2007年9月30日 金融商品取引業登録  
 2021年4月1日 フランクリン・テンプレトン・インベストメンツ株式会社と合併、「フランクリン・テンプレトン・ジャパン株式会社」に社名変更  
 2024年10月1日 パトナム・インベストメンツ・ジャパン株式会社と合併

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
フランクリン・テンプレトン・キャピタル・ホールディングス・プライベート・リミテッド	シンガポール共和国 038987 サンテックタワーワン 26-03 テマセック大通り 7	78,270 株	100%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

- ① 主として米国の国債、政府機関債、事業債、モーゲージ担保債務証券等を含むモーゲージ証券、資産担保証券等を中心に投資を行い、安定した収益の確保を目指します。
- ② 金利変動リスク、信用リスク、為替変動リスクにその主たる収益の源泉を求めず、インカムゲインを主たる収益の源泉として毎月米ドル短期金利水準の分配を行い、米ドル原資産の安定した運用成果を目指します。
- ③ 主たる投資対象である個別債券は、原則としてS&P、ムーディーズ、フィッチ・レーティングスのうち1社以上の格付機関からBBB-／Baa3格以上の格付を付与されているものとし、ポートフォリオの平均格付けはA-／A3格以上を維持します。
- ④ 原則として、ポートフォリオ全体の実効デュレーションを、通常0.5年～1.0年（最大1.5年）とし、金利変動リスクの回避を目指します。
- ⑤ 原則として米ドル建ての証券に投資します。したがって基準価額は、円と米ドルとの為替変動の影響を受けます。
- ⑥ 有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、有価証券指数等オプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引並びに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑦ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑧ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことができます。
- ⑨ 当初設定時並びに償還準備に入ったとき、大量の追加設定または解約による資金動向、急激な市況動向が発生もしくは予想されるとき、並びに信託財産の規模によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## (2) 【投資対象】

<フランクリン・テンプレトン・米ドル毎月分配型ファンド>

フランクリン・テンプレトン・米国短期投資適格債マザーファンド受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。

### ① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ) 有価証券

ロ) デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいい、約款第25条、第26条及び第27条に定めるものに限りません。）に係る権利

ハ) 金銭債権

ニ) 約束手形

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ) 為替手形

### ② 有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主としてフランクリン・テンプレトン・ジャパン株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された証券投資信託であるフランクリン・テンプレトン・米国短期投資適格債マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券並びに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1) 株券または新株引受権証券

2) 国債証券

3) 地方債証券

4) 特別の法律により法人の発行する債券

5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9) 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10) コマーシャル・ペーパー

11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券

12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) から 11) までの証券または証書の性質を有するもの

13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）

17) 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

18) 外国法人が発行する譲渡性預金証券

19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）

20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22) 外国の者に対する権利で 21) の有価証券の性質を有するもの

なお、1) の証券または証書、12) 及び 17) の証券または証書のうち 1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から 6) までの証券並びに 12) 及び 17) の証券または証書のうち、2) から 6) までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13) 及び 14) の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ③ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、預金、コール・ローンを含む上記①の1)のロ)からニ)までに掲げる特定資産及び上記①の2)に掲げる資産により運用することの指図ができます。

<フランクリン・templton・米国短期投資適格債マザーファンド>

主として米ドル建ての米国公社債を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ) 有価証券

ロ) デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいい、約款第15条、第16条及び第17条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ) 金銭債権

ニ) 約束手形

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ) 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託者（投資顧問会社を含みます。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1) 国債証券

2) 地方債証券

3) 特別の法律により法人の発行する債券

4) 社債券（転換社債及び新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券並びに新株予約権付社債を除きます。）

5) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

6) コマーシャル・ペーパー

7) 外国または外国の者の発行する証券で、1) から6) までの証券の性質を有するもの

8) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

9) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

10) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

11) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

12) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

13) 外国の者に対する権利で12) の有価証券の性質を有するもの

なお、1) から5) までの証券及び7) の証券のうち1) から5) までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

- ③ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、預金、コール・ローンを含む上記①の1)のロ)からニ)までに掲げる特定資産及び上記①の2)に掲げる資産により運用することの指図ができます。

◆投資対象とするマザーファンドの概要

<フランクリン・テンブルトン・米国短期投資適格債マザーファンド>

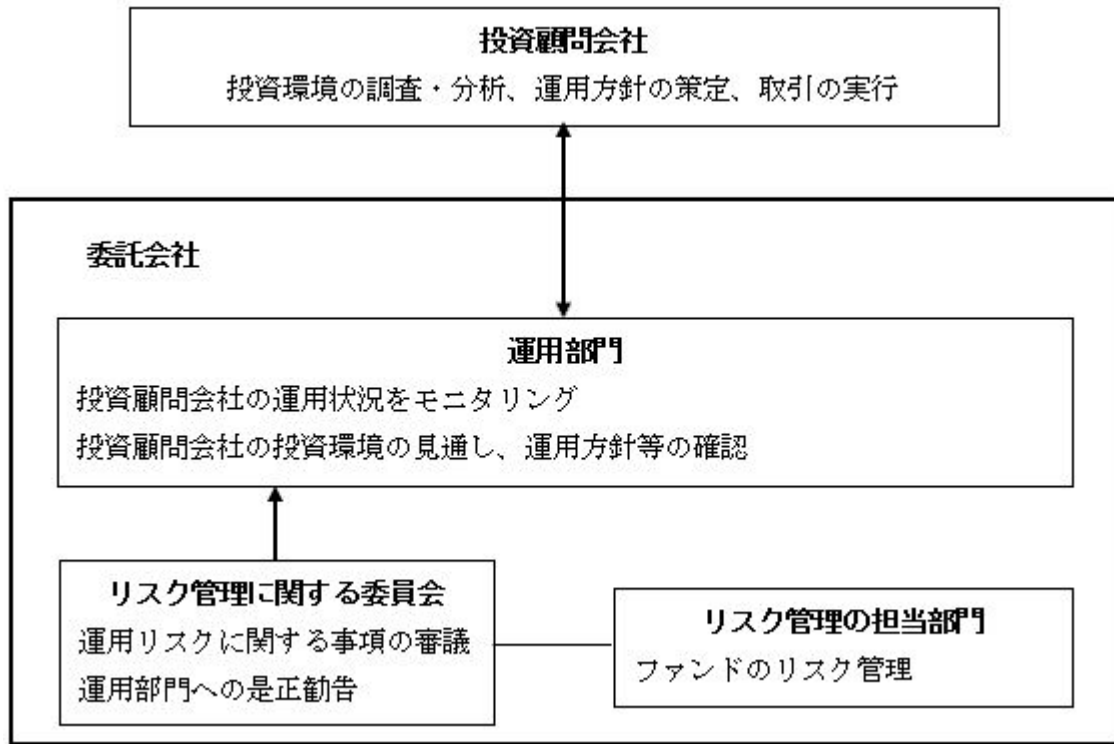
運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、主として米ドル建債券に投資することにより米ドル短期金利を上回るインカムゲインの獲得を目指し、信託財産の米ドル原資産における安定した運用成果を目指します。
主な投資対象	主として米ドル建ての米国公社債を主要投資対象とします。
投資態度	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 主として米国の国債、政府機関債、事業債、モーゲージ担保債務証券等を含むモーゲージ証券、資産担保証券等を中心に投資を行い、安定した収益の確保を目指します。</li> <li>② 金利変動リスク、信用リスク、為替変動リスクにその主たる収益の源泉を求めず、インカムゲインを主たる収益の源泉として、米ドル原資産における安定した運用成果を目指します。</li> <li>③ 主たる投資対象である個別債券は、原則としてS &amp; P、ムーディーズ、フィッチ・レーティングスのうち1社以上の格付機関からBBB- / Baa3格以上の格付を付与されているものとし、ポートフォリオの平均格付けはA- / A3格以上を維持します。</li> <li>④ 原則として、ポートフォリオ全体の実効デュレーションを、通常 0.5 年～1.0 年（最大で1.5 年）とし、金利変動リスクの回避を目指します。</li> <li>⑤ 原則として米ドル建ての証券に投資します。したがって基準価額は、円と米ドルとの為替変動の影響を受けます。</li> <li>⑥ ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシーに、運用の指図に関する権限を委託します。</li> <li>⑦ 有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、有価証券指数等オプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。</li> <li>⑧ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。</li> <li>⑨ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことができます。</li> <li>⑩ 資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。</li> </ol>
主な投資制限	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。</li> <li>② 米国国債、政府機関債、政府保証債、またはこれらと同等の信用を有する証券を除き、原則として一発行体の発行する証券の保有は、純資産総額の5%以内とします。ただし、当初設定時、純資産総額の過少な時期並びに大量解約の場合等は除くものとします。</li> <li>③ 信託財産に属する事業債の時価総額は、原則として純資産総額の25%以内とします。</li> <li>④ 信託財産に属するBBB / Baa格付（BBB+ / Baa1格、BBB / Baa2格、BBB- / Baa3格）を付与されたまたは同等の信用を有する証券の時価総額は、原則として純資産総額の10%以内とします。</li> <li>⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</li> </ol>
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	

信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
<b>その他</b>	
委託会社	フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

### (3) 【運用体制】

#### ■ファンドの運用体制

当ファンドの実質的な運用はマザーファンドにて行います。その運用は、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社が行います。



※運用部門は3名、リスク管理の担当部門は3名で構成されています。

#### ■内部管理体制および意思決定を監督する組織等

- ①委託会社では、組織規則においてファンドの運用に関係する部署を規定しており、証券投資信託委託業務にかかる業務運営規程において、証券投資信託にかかわる信託財産の運用に関し、基本的な事項を定めております。また、実際の売買執行等について社内規程を設けているほか、各部署において業務マニュアルを策定しております。
- ②運用に関しては、運用部門及び関連部署の代表で構成される社内委員会が開催され、各ファンドの運用状況の報告のほか、その他運用に関する事項について審議します。
- ③ファンドのリスク管理は、運用部門から独立したリスク管理の担当部門が行います。また、リスク管理に関する委員会において、ファンドのパフォーマンス評価、リスク分析、運用ガイドラインモニタリング結果に関する報告等、その他運用リスクに関する事項について審議し、必要に応じて運用部門に対して是正勧告を行います。

#### ■委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制

委託会社は、投資顧問会社へのファンドの運用指図に関する権限の委託が適切であるかどうかについてモニタリングを継続的に実施します。具体的には、定期的に投資顧問会社の実績、組織、人材、法令等の遵守状況に関する調査を実施します。委託会社は、受託会社または再信託受託会社に対して、内部統制に関する外部監査人による報告書の提出を求めるほか、担当部署による委託会社独自の確認作業を実施し、受託会社等の業務状況についてモニタリングを行っています。

※上記体制は2025年11月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### (4) 【分配方針】

##### ① 収益分配方針

毎決算時（原則として毎月 18 日、休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 1) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収益（マザーファンドの信託財産に属する利子等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。）及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 2) 収益分配金額は、原則として繰越分を含めた受取り利子・配当収益を中心に、米ドル短期金利水準等を勘案して委託者が決定し、毎月分配を行います。ただし、信託約款に定める範囲内で、売買益をも源泉として分配を行うことがあります。
- 3) 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

##### ② 収益分配金の支払い

＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

＜分配金受取りコース（一般コース）＞

毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して 5 営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

#### (5) 【投資制限】

##### ① 約款に定める投資制限

＜フランクリン・templton・米ドル毎月分配型ファンド＞

- 1) 株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 20%以内とします。
- 2) マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- 3) 同一銘柄の株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- 4) 同一銘柄の転換社債、並びに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号及び第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- 5) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- 6) 米国国債、政府機関債、政府保証債、またはこれらと同等の信用を有する証券を除き、原則として一発行体の発行する証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。ただし、当初設定時、純資産総額の過少な時期並びに大量解約の場合等は除くものとします。
- 7) 信託財産に属する事業債の時価総額は、原則として純資産総額の 25%以内とします。
- 8) 信託財産に属する BBB/Baa 格付（BBB+/Baa1 格、BBB/Baa2 格、BBB-/Baa3 格）を付与されたまたは同等の信用を有する証券の時価総額は、原則として純資産総額の 10%以内とします。
- 9) 先物取引等の運用指図  
イ) 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。また、わが国において行われる有価証券店頭オプション取引及び有価証券店頭指数等オプション取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
  1. 先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（信託財産の組入ヘッジ対象有価証券及びマザーファンドの組入ヘッジ対象有価証券のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入ヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得

た額をいいます。)を差引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権及び組入抵当証券の利払金及び償還金とマザーファンドが限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権及び組入抵当証券の利払金及び償還金のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権及び組入抵当証券の利払金及び償還金の割合を乗じて得た額をいいます。)を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金及び償還金等並びに約款第20条第2項に掲げる預金及びコール・ローンで運用している額とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券に係る利払金及び償還金並びに約款第20条第2項に掲げる預金及びコール・ローンで運用している額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券に係る利払金及び償還金等並びに約款第20条第2項に掲げる預金及びコール・ローンで運用している額の割合を乗じて得た額をいいます。)の合計額の範囲内とします。

3. コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、9)で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

ロ) 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金及び償還金等並びに約款第20条第2項に掲げる預金及びコール・ローンで運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)の合計額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金及び償還金等並びに約款第20条第2項に掲げる預金及びコール・ローンで運用している額(以下2.において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金及び償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金及び償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ9)で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### 10) スワップ取引の運用指図

イ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下ハ)において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ) ハ)においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ホ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ヘ) 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供

あるいは受入れの指図を行うものとします。

11) 金利先渡取引の運用指図

- イ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ロ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下ハ）において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記信託財産が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ) ハ）においてマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ホ) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ヘ) 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ト) 11) に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

- 12) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

13) 投資する株式等の範囲

- イ) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。
- ロ) イ) の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

14) 信用取引の指図範囲

- イ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ロ) イ) の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  1. 信託財産に属する株券及び新株引受権証券の権利行使により取得する株券
  2. 株式分割により取得する株券
  3. 有償増資により取得する株券
  4. 売出しにより取得する株券
  5. 信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号及び第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限りません。）の行使により取得可能な株券
  6. 信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（5. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

15) デリバティブ取引等に係る投資制限

委託者は、デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第 130 条第 1 項第 8 号に定めるデリバティブ取引をいいます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

16) 有価証券の貸付の指図及び範囲

イ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ロ) イ) の 1. および 2. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

17) 公社債の空売りの指図範囲

イ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ロ) イ) の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

18) 公社債の借入れ

イ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

ロ) イ) の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

ニ) イ) の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

19) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

20) 資金の借入れ

イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払い資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ロ) イ) の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約金の支払い資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払い資金の不足額の範囲内
3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%以内

ハ) ロ) の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

ニ) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

<フランクリン・テンプルトン・米国短期投資適格債マザーファンド>

1) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

2) 米国国債、政府機関債、政府保証債、またはこれらと同等の信用を有する証券を除き、原則として一発行体の発行する証券の保有は、純資産総額の 5%以内とします。ただし、当初設定時、純資産総額の過少な時期並びに大量解約の場合等は除くものとします。

3) 信託財産に属する事業債の時価総額は、原則として純資産総額の 25%以内とします。

4) 信託財産に属する BBB/Baa 格付 (BBB+/Baa1 格、BBB/Baa2 格、BBB-/Baa3 格) を付与されたまたは同等の信用を有する証券の時価総額は、原則として純資産総額の 10%以内とします。

5) 先物取引等の運用指図

イ) 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場（金融商品取引法第 2 条第 17 項に規定するものをいいます。）及び金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定す

る外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。)における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。また、わが国において行われる有価証券店頭オプション取引及び有価証券店頭指数等オプション取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)

1. 先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権及び組入抵当証券の利払金及び償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金及び償還金等並びに約款第 12 条第 2 項に掲げる預金及びコール・ローンで運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、5)で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

ロ) 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が 1 年以内に受取る組入有価証券の利払金及び償還金等並びに約款第 12 条第 2 項に掲げる預金及びコール・ローンで運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金及び償還金等並びに約款第 12 条第 2 項に掲げる預金及びコール・ローンで運用している額(以下 2. において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券及び外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金及び償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金及び償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつ 5)で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

#### 6) スワップ取引の運用指図

イ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ホ) 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 7) 金利先渡取引の運用指図

イ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

ロ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が

減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ホ) 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ヘ) 7) に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

8) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

9) デリバティブ取引等に係る投資制限

委託者は、デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第 130 条第 1 項第 8 号に定めるデリバティブ取引をいいます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

10) 有価証券の貸付の指図及び範囲

イ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債をロ) に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。

ロ) イ) の公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ハ) ロ) に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ニ) 委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

11) 公社債の空売りの指図範囲

イ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ロ) イ) の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

12) 公社債の借入れ

イ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

ロ) イ) の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

ニ) イ) の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

13) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

② 法令による投資制限

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

### 3【投資リスク】

#### (1) 投資リスク（基準価額の変動要因）

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資を行いますので基準価額は変動します。また、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、為替の変動による影響を受けます。

したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの主なリスクは、以下の通りです。なお、基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

- ① 為替変動リスク（円高になると、基準価額が下がるリスク）  
一般的に外国為替相場が円高となった場合には、実質的に保有する外貨建資産に為替差損（円換算した評価額が減少すること）が発生することにより、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。
- ② 金利変動リスク（金利が上がると、基準価額が下がるリスク）  
一般的に債券の価格は、金利が上昇した場合には下落し、金利が低下した場合には上昇します。投資対象とする国・地域の金利が上昇し、保有する債券の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。
- ③ 信用リスク（信用・格付が下がると、基準価額が下がるリスク）  
一般的に公社債、コマーシャル・ペーパー及び短期金融商品のデフォルト（元利金支払いの不履行または遅延）、発行会社の倒産や財務状況の悪化及びこれらに関する外部評価の変化等があった場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。
- ④ 外国に投資するリスク（カントリーリスク）  
外国の債券等に投資を行った場合、上記のリスクの他、投資を行った国の政治経済情勢、通貨規制及び資本規制等の影響を受けて、基準価額が大きく変動する可能性があります。
- ⑤ 期限前償還リスク  
組入れた債券が期限前に償還された場合、償還された元本を別の債券等に再投資することになりますが、金利が低下している局面等では、再投資した債券の利回りが償還された債券の利回りより低くなる可能性があります。
- ⑥ デリバティブ活用のリスク  
当ファンドの運用においては、デリバティブ（金融派生商品）を活用することがあります。デリバティブの価格は、市場動向や環境変化によって変動します。そのため、デリバティブの価格変動が基準価額の変動に影響を与える可能性があります。

#### <その他の留意点>

- ① 解約代金の支払資金を手当するために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額が大きく下落する可能性があります。また、保有証券の売却代金回収までの期間、一時的に当ファンドで資金借入れを行うことによって当ファンドの解約代金の支払いに対応する場合、借入金利は当ファンドが負担することになります。
- ② 当初設定及び償還前の一定期間、大量の追加設定または解約による資金動向の急変時、急激な市況変動が発生もしくは予想されるときは、当ファンドの投資の基本方針にしたがった運用ができない場合があります。
- ③ 当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行うため、マザーファンドにおいて他のベビーファンドによる追加設定、一部解約等に伴う有価証券の売買等が行われた場合、当ファンドの基準価額に影響を受けることがあります。
- ④ 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ⑤ 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。  
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

#### (2) リスク管理体制

委託会社では、運用部門から独立したリスク管理の担当部門が、ファンドのリスク管理を行います。

また各種委員会において、ファンドのパフォーマンス評価、リスク分析、運用ガイドラインモニタリング結果に関する報告、その他運用リスクに関する事項について審議し、必要に応じて運用部門に対して是正勧告を行

います。

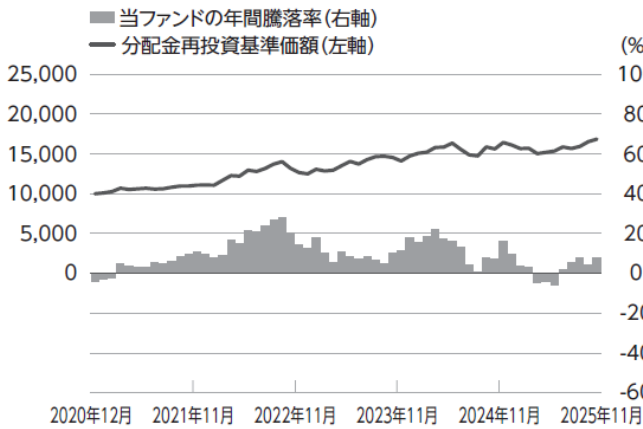
流動性リスクについては、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

経営委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※上記体制は 2025 年 11 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

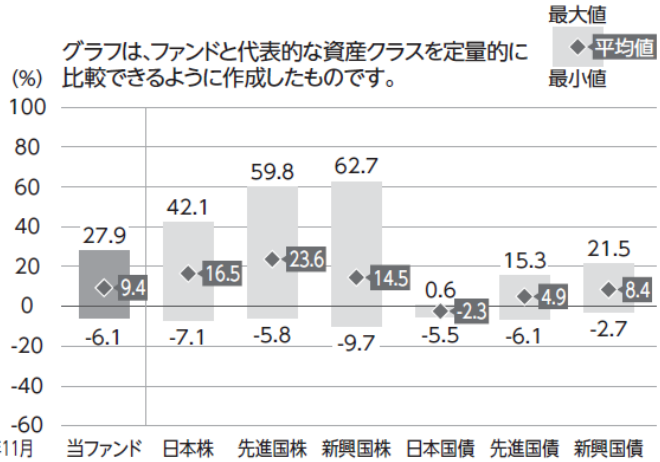
## 参考情報

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移  
2020年12月末～2025年11月末



- \* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年12月末を10,000として指数化しております。
- \* 年間騰落率は、2020年12月から2025年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較  
2020年12月末～2025年11月末



- \* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- \* 2020年12月から2025年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- \* 決算日に対応した数値とは異なります。
- \* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

\* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

### (※)各資産クラスの指数

- 日本株 … 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株 … MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)
- 新興国株 … MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債 … NOMURA-BPI国債
- 先進国債 … FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
- 新興国債 … JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド (円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

### ○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

### 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)は、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

### MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

### MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

### NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

### FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

### JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド (円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド (円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

上記の分配金再投資基準価額および年間騰落率はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

#### 4 【手数料等及び税金】

##### (1) 【申込手数料】

申込手数料は、申込金額に 2.20%（税抜 2.00%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。販売会社毎の手数料率等の詳細については、各販売会社にお問い合わせください。

- ・ 申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・ <分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）>の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
- ・ 販売会社によっては、償還乗換、乗換優遇の適用を受けることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※申込手数料は、ファンド及び関連する投資環境の説明並びに情報提供、購入に関する事務手続き等の対価として、購入時にお支払いいただくものです。

##### (2) 【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料  
ありません。
- ② 信託財産留保額  
ありません。

##### (3) 【信託報酬等】

###### ① 信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、米国の3ヵ月物SOFRR（担保付翌日物調達金利）+スプレッド調整値（0.26161%）の水準\*に応じて年0.484%（税抜0.44%）～年0.990%（税抜0.90%）の率を乗じて得た額とします。

\* 毎計算期間末日（休業日の場合は翌営業日、以下「当該日」）の2営業日前の営業日であって米国政府証券営業日（土曜日、日曜日、米国証券業金融市場協会（SIFMA）が推奨する米国政府証券取引休業日を除く日、以下同じ。）に該当する日（米国政府証券休業日に該当する場合には、直前の営業日であって米国政府証券営業日に該当する日）の水準。

###### ② 信託報酬の配分

信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

米国の3ヵ月物SOFRR（担保付翌日物調達金利）+スプレッド調整値（0.26161%）の水準	信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			
	合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.00%以上の場合	0.990% （税抜0.90%）	0.41% （税抜）	0.45% （税抜）	0.04% （税抜）
0.50%以上1.00%未満の場合	0.704% （税抜0.64%）	0.28% （税抜）	0.32% （税抜）	0.04% （税抜）
0.50%未満の場合	0.484% （税抜0.44%）	0.20% （税抜）	0.20% （税抜）	0.04% （税抜）

※上記料率は、当該日の翌日から翌月の18日（休業日の場合は翌営業日とします。）まで適用されます。

役務の内容	
委託会社	委託した資金の運用、基準価額の計算等
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、各種事務手続き等
受託会社	信託財産の管理、委託会社からの指図の実行等

※投資顧問会社の報酬は、委託会社が当ファンドから受ける報酬から支払われますので、当ファンドの信託財産からの直接的な支払いは行われません。

③ 支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は毎日計上され、日々の基準価額に反映されます。なお、信託財産からは毎計算期末または信託終了のときに支払われます。

(4) 【その他の手数料等】

① 当ファンドの信託財産中から支弁される主な諸経費は以下の通りです。

- 1) 当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料\*
- 2) 先物取引・オプション取引等に要する費用
- 3) 外貨建資産の保管等に要する費用
- 4) 借入金の利息
- 5) 信託財産に関する租税
- 6) 受託会社の立替えた立替金の利息
- 7) 信託事務等に要する諸費用（監査費用、法律及び税務顧問への報酬、印刷等費用（有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、投資信託説明書（目論見書）、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、届出及び交付に係る費用）、公告費用、格付費用、受益権の管理事務等に関する費用を含みます。）

\*当ファンドによるマザーファンド受益証券の取得・換金時には、手数料及び信託財産留保額等の費用はかかりません。

② 上記①の1) から6) までに掲げる諸経費（消費税等相当額を含みます。以下同じ。）は、原則として発生時に実費が信託財産中から支弁されます。

③ 上記①の7) の信託事務等に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。以下同じ。）は、計算期間を通じて日々の信託財産の純資産総額に年率 0.05% を乗じて得た金額を上限として、あらかじめ委託会社が費用額を合理的に見積もったうえで算出する固定金額または固定率により計算される金額が毎日計上され、基準価額に反映されます。なお、信託財産からは毎計算期末または信託終了のときに支弁されます。また、委託会社は、信託期間中であっても、信託財産の規模等を考慮して、上限額、固定率または固定金額及び計上方法等を見直し、これを変更することができます。

④ 当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいては、次の諸経費がかかることがあります。

- 1) 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料
- 2) 先物取引・オプション取引等に要する費用
- 3) 外貨建資産の保管等に要する費用
- 4) 信託財産に関する租税
- 5) 受託会社の立替えた立替金の利息
- 6) 信託事務等に要する諸費用

⑤ 上記④のマザーファンドにおいて発生した諸経費は、マザーファンドの信託財産から支弁され、間接的に当ファンドの受益者の負担となります。ただし、マザーファンドに関連して生じた上記④の4) から6) までの諸費用のうち、委託会社の合理的判断により当ファンドに関連して発生したと認める費用については、マザーファンドの負担とせず、当ファンドから支弁されることがあります。

⑥ 上記①のうち、主要な手数料等を対価とする役務の内容は以下の通りです。

- 1) 売買委託手数料：有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料
- 2) 保管費用：海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管及び資金の送金・資産の移転等に要する費用
- 3) 監査費用：監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用
- 4) 印刷等費用：印刷業者等に支払う法定書類の作成、印刷、交付及び届出に係る費用

⑦ 上記に掲げる費用等については、運用状況等により変動するものであり、あらかじめこれを見積もることが困難であるため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※当ファンドのお申込時、保有期間中及びご換金時に受益者に直接または間接的にご負担いただく手数料及び費用等の合計額もしくはその上限額またはこれらの計算方法については、受益者の皆さまが当ファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## (5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

- ・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。
- ・当ファンドは、NISAの対象ではありません。

### ① 個人受益者の場合

#### 1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

#### 2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）\*については譲渡所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

\*解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

### ② 法人受益者の場合

#### 1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

#### 2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

### ③ 個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

### ④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

#### 2) 受益者が収益分配金を受け取る際

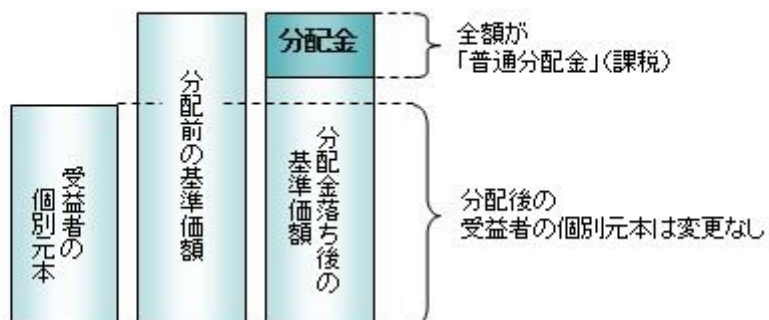
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

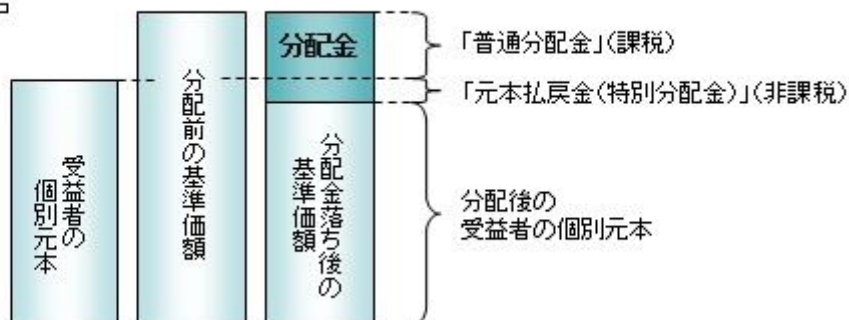
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

## <分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は 2025 年 11 月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

## 参考情報 ファンドの総経費率

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
1.07%	0.98%	0.09%

- ・対象期間は2025年5月20日～2025年11月18日です。
- ・対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。)を、対象期間中の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。
- ・当ファンドの費用は、マザーファンドが支払った費用を含みます。
- ・これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
- ・詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

## 5【運用状況】

以下は、2025年11月28日現在の運用状況であります。

投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。また、小数点以下第3位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

### 【フランクリン・templton・米ドル毎月分配型ファンド】

#### (1)【投資状況】

資産の種類	国名/地域名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	5,434,892,033	100.03
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	△1,525,066	△0.03
合計(純資産総額)		5,433,366,967	100.00

#### (2)【投資資産】

##### ①【投資有価証券の主要銘柄】

##### a. 上位30銘柄

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	フランクリン・templton・米 国短期投資適格債マザーファンド	2,424,234,816	2.2199	5,381,558,869	2.2419	5,434,892,033	100.03

##### b. 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.03
合計	100.03

##### ②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

##### ③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

#### (3)【運用実績】

##### ①【純資産の推移】

期間末	純資産総額 (円)		基準価額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第29特定期間末 (2016年5月18日)	10,459,629,368	10,525,903,150	7,048	7,090
第30特定期間末 (2016年11月18日)	8,687,955,651	8,743,473,934	7,195	7,237

第31 特定期間末	(2017年 5月 18日)	7,180,810,088	7,225,313,018	7,232	7,274
第32 特定期間末	(2017年 11月 20日)	13,465,238,260	13,532,197,960	7,292	7,334
第33 特定期間末	(2018年 5月 18日)	16,721,440,149	16,814,553,157	7,189	7,231
第34 特定期間末	(2018年 11月 19日)	12,191,745,429	12,274,523,463	7,311	7,353
第35 特定期間末	(2019年 5月 20日)	10,877,428,286	10,943,028,640	7,190	7,232
第36 特定期間末	(2019年 11月 18日)	10,225,203,382	10,287,064,215	7,128	7,170
第37 特定期間末	(2020年 5月 18日)	9,226,217,115	9,283,444,378	6,978	7,020
第38 特定期間末	(2020年 11月 18日)	8,767,717,272	8,822,560,821	6,828	6,870
第39 特定期間末	(2021年 5月 18日)	8,254,847,783	8,305,756,387	7,134	7,176
第40 特定期間末	(2021年 11月 18日)	7,010,170,220	7,054,078,416	7,396	7,438
第41 特定期間末	(2022年 5月 18日)	6,439,595,650	6,475,673,163	8,222	8,264
第42 特定期間末	(2022年 11月 18日)	6,034,854,969	6,068,391,283	8,839	8,886
第43 特定期間末	(2023年 5月 18日)	5,657,677,577	5,704,881,916	8,773	8,845
第44 特定期間末	(2023年 11月 20日)	5,760,922,126	5,805,198,251	9,680	9,752
第45 特定期間末	(2024年 5月 20日)	5,842,354,776	5,884,003,611	10,229	10,301
第46 特定期間末	(2024年 11月 18日)	5,776,657,521	5,817,420,745	10,294	10,366
第47 特定期間末	(2025年 5月 19日)	5,172,528,377	5,211,409,746	9,785	9,857
第48 特定期間末	(2025年 11月 18日)	5,390,569,169	5,427,843,989	10,605	10,677
	2024年 11月 末日	5,621,654,168	—	10,069	—
	12月 末日	5,826,975,788	—	10,578	—
	2025年 1月 末日	5,595,682,653	—	10,358	—
	2月 末日	5,414,652,383	—	10,063	—
	3月 末日	5,392,289,823	—	10,074	—
	4月 末日	5,104,006,587	—	9,630	—
	5月 末日	5,142,600,098	—	9,725	—
	6月 末日	5,138,241,043	—	9,813	—
	7月 末日	5,292,714,166	—	10,133	—
	8月 末日	5,186,625,724	—	9,994	—
	9月 末日	5,218,077,583	—	10,147	—
	10月 末日	5,362,980,952	—	10,518	—
	11月 末日	5,433,366,967	—	10,707	—

(注1) 分配金の純資産総額及び基準価額は、各特定期間末の純資産総額及び基準価額に、各特定期間中に支払われた分配金の総額(基準価額については1万口当たり)を加算しております。

(注2) 基準価額は1万口当たりの純資産額です。

## ②【分配の推移】

期	期間	1万口当たりの分配金(円)
第29 特定期間	2015年 11月 19日～2016年 5月 18日	42
第30 特定期間	2016年 5月 19日～2016年 11月 18日	42

第 31 特定期間	2016 年 11 月 19 日～2017 年 5 月 18 日	42
第 32 特定期間	2017 年 5 月 19 日～2017 年 11 月 20 日	42
第 33 特定期間	2017 年 11 月 21 日～2018 年 5 月 18 日	42
第 34 特定期間	2018 年 5 月 19 日～2018 年 11 月 19 日	42
第 35 特定期間	2018 年 11 月 20 日～2019 年 5 月 20 日	42
第 36 特定期間	2019 年 5 月 21 日～2019 年 11 月 18 日	42
第 37 特定期間	2019 年 11 月 19 日～2020 年 5 月 18 日	42
第 38 特定期間	2020 年 5 月 19 日～2020 年 11 月 18 日	42
第 39 特定期間	2020 年 11 月 19 日～2021 年 5 月 18 日	42
第 40 特定期間	2021 年 5 月 19 日～2021 年 11 月 18 日	42
第 41 特定期間	2021 年 11 月 19 日～2022 年 5 月 18 日	42
第 42 特定期間	2022 年 5 月 19 日～2022 年 11 月 18 日	47
第 43 特定期間	2022 年 11 月 19 日～2023 年 5 月 18 日	72
第 44 特定期間	2023 年 5 月 19 日～2023 年 11 月 20 日	72
第 45 特定期間	2023 年 11 月 21 日～2024 年 5 月 20 日	72
第 46 特定期間	2024 年 5 月 21 日～2024 年 11 月 18 日	72
第 47 特定期間	2024 年 11 月 19 日～2025 年 5 月 19 日	72
第 48 特定期間	2025 年 5 月 20 日～2025 年 11 月 18 日	72

### ③【収益率の推移】

期	期間	収益率 (%)
第 29 特定期間	2015 年 11 月 19 日～2016 年 5 月 18 日	△11.40
第 30 特定期間	2016 年 5 月 19 日～2016 年 11 月 18 日	2.68
第 31 特定期間	2016 年 11 月 19 日～2017 年 5 月 18 日	1.10
第 32 特定期間	2017 年 5 月 19 日～2017 年 11 月 20 日	1.41
第 33 特定期間	2017 年 11 月 21 日～2018 年 5 月 18 日	△0.84
第 34 特定期間	2018 年 5 月 19 日～2018 年 11 月 19 日	2.28
第 35 特定期間	2018 年 11 月 20 日～2019 年 5 月 20 日	△1.08
第 36 特定期間	2019 年 5 月 21 日～2019 年 11 月 18 日	△0.28
第 37 特定期間	2019 年 11 月 19 日～2020 年 5 月 18 日	△1.52
第 38 特定期間	2020 年 5 月 19 日～2020 年 11 月 18 日	△1.55
第 39 特定期間	2020 年 11 月 19 日～2021 年 5 月 18 日	5.10
第 40 特定期間	2021 年 5 月 19 日～2021 年 11 月 18 日	4.26
第 41 特定期間	2021 年 11 月 19 日～2022 年 5 月 18 日	11.74
第 42 特定期間	2022 年 5 月 19 日～2022 年 11 月 18 日	8.08
第 43 特定期間	2022 年 11 月 19 日～2023 年 5 月 18 日	0.07
第 44 特定期間	2023 年 5 月 19 日～2023 年 11 月 20 日	11.16
第 45 特定期間	2023 年 11 月 21 日～2024 年 5 月 20 日	6.42
第 46 特定期間	2024 年 5 月 21 日～2024 年 11 月 18 日	1.34
第 47 特定期間	2024 年 11 月 19 日～2025 年 5 月 19 日	△4.25

第 48 特定期間	2025 年 5 月 20 日～2025 年 11 月 18 日	9.12
-----------	----------------------------------	------

(注) 収益率は、特定期間末の基準価額（分配付きの額。）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	設定口数（口）	解約口数（口）
第 29 特定期間	3,423,713,990	2,729,196,857
第 30 特定期間	94,618,153	2,859,909,987
第 31 特定期間	72,466,103	2,219,058,692
第 32 特定期間	21,588,495,118	13,052,460,777
第 33 特定期間	8,485,185,638	3,689,833,704
第 34 特定期間	356,674,654	6,942,087,340
第 35 特定期間	128,216,849	1,675,122,118
第 36 特定期間	94,605,899	876,734,239
第 37 特定期間	212,535,429	1,337,456,430
第 38 特定期間	176,824,893	556,532,133
第 39 特定期間	133,384,244	1,404,364,687
第 40 特定期間	92,377,599	2,184,901,613
第 41 特定期間	104,285,156	1,749,598,303
第 42 特定期間	637,044,670	1,642,193,637
第 43 特定期間	203,360,226	581,990,647
第 44 特定期間	73,770,143	571,045,942
第 45 特定期間	124,885,989	364,846,323
第 46 特定期間	59,056,894	159,003,274
第 47 特定期間	39,963,750	365,548,562
第 48 特定期間	21,006,058	224,160,478

(注) 当該各期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

(参考)

フランクリン・テンプルトン・米国短期投資適格債マザーファンド

投資状況

資産の種類	国名/地域名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ	2,071,252,215	37.76
特殊債券	アメリカ	583,148,936	10.63
社債券	アメリカ	1,043,835,126	19.03
	カナダ	412,369,158	7.52
	スイス	44,228,944	0.81
	小計	1,500,433,228	27.36
外国譲渡性預金証書	アメリカ	1,261,358,036	23.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	68,661,043	1.25
合計(純資産総額)		5,484,853,458	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a. 上位30銘柄

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY BILL	2,530,000	15,503.40	392,236,186	15,586.77	394,345,482	—	2026/1/13	7.19
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY BILL	1,870,000	15,569.19	291,143,966	15,574.79	291,248,617	—	2026/1/20	5.31
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY BILL	1,600,000	15,516.01	248,256,200	15,560.46	248,967,392	—	2026/1/29	4.54
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY BILL	1,340,000	15,594.79	208,970,241	15,652.74	209,746,741	—	2025/12/4	3.82
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY BILL	1,280,000	15,510.38	198,532,870	15,594.29	199,606,955	—	2026/1/8	3.64
6	アメリカ	社債券	FED HOME LN DISCOUNT NT	1,200,000	15,529.30	186,351,613	15,638.80	187,665,641	—	2025/12/10	3.42
7	アメリカ	国債証券	US TREASURY BILL	1,000,000	15,373.98	153,739,872	15,374.87	153,748,742	—	2026/5/28	2.80
8	アメリカ	国債証券	US TREASURY BILL	960,000	15,616.92	149,922,487	15,644.14	150,183,750	—	2025/12/9	2.74
9	アメリカ	外国譲渡性 預金証書	SUMITOMO MITSUI BANK	800,000	—	125,301,998	—	127,965,861	—	—	2.33
10	アメリカ	外国譲渡性 預金証書	LLOYDS BANK CORP MKT	800,000	—	125,304,000	—	125,616,192	—	—	2.29
11	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE	800,000	15,655.65	125,245,264	15,672.78	125,382,315	4.250	2026/1/31	2.29
12	アメリカ	国債証券	US TREASURY BILL	740,000	15,584.48	115,325,200	15,598.14	115,426,303	—	2026/1/6	2.10

13	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE	643,000	15,696.65	100,929,465	15,696.65	100,929,465	4.500	2026/3/31	1.84
14	アメリカ	外国譲渡性預金証書	SUMITOMO MITSUI TRUS	600,000	—	93,978,000	—	94,907,685	—	—	1.73
15	アメリカ	外国譲渡性預金証書	CITIBANK NA CD	550,000	—	86,172,314	—	86,420,980	—	—	1.58
16	アメリカ	外国譲渡性預金証書	BANCO SANTANDER SA/N	550,000	—	86,146,500	—	86,368,269	—	—	1.57
17	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE	515,000	15,733.97	81,029,960	15,857.56	81,666,453	4.500	2027/4/15	1.49
18	アメリカ	外国譲渡性預金証書	NATIXIS -- NATXNY YC	500,000	—	78,316,419	—	80,052,742	—	—	1.46
19	アメリカ	外国譲渡性預金証書	SVENSKA HANDELSBANKE	500,000	—	78,354,685	—	79,148,386	—	—	1.44
20	アメリカ	外国譲渡性預金証書	WESTPAC BANKING CORP	500,000	—	78,315,000	—	78,501,628	—	—	1.43
21	アメリカ	外国譲渡性預金証書	BANK OF MONTREAL CHI	400,000	—	62,652,000	—	64,061,369	—	—	1.17
22	アメリカ	特殊債券	SLMA 2013-6 A3	385,514.48	15,556.49	59,972,527	15,648.00	60,325,333	4.836	2055/6/25	1.10
23	アメリカ	社債券	CATERPILLAR FIN SERV CRP	376,000	15,844.74	59,576,238	15,934.88	59,915,182	5.000	2027/5/14	1.09
24	カナダ	社債券	BANK OF NOVA SCOTIA FRN	379,000	15,491.66	58,713,406	15,748.46	59,686,681	4.404	2028/9/8	1.09
25	カナダ	社債券	TORONTO-DOMINION BANK	374,000	15,625.56	58,439,613	15,767.88	58,971,908	4.568	2026/12/17	1.08
26	カナダ	社債券	BANK OF MONTREAL FRN	367,000	15,718.36	57,686,400	15,981.09	58,650,619	5.004	2029/1/27	1.07
27	アメリカ	社債券	BANK OF AMERICA CORP FRN	367,000	15,711.59	57,661,545	15,962.68	58,583,060	4.979	2029/1/24	1.07
28	カナダ	社債券	ROYAL BANK OF CANADA FRN	367,000	15,712.60	57,665,250	15,950.78	58,539,396	4.965	2029/1/24	1.07
29	アメリカ	社債券	TOYOTA MOTOR CREDIT CORP	367,000	15,655.95	57,457,343	15,826.18	58,082,096	4.500	2027/5/14	1.06
30	アメリカ	社債券	ELI LILLY & CO	363,000	15,701.01	56,994,699	15,945.61	57,882,577	4.550	2028/2/12	1.06

(注1) 変動利付債券は2025年11月末現在の利率です。

(注2) 2025年11月末現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

#### b. 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率 (%)
国債証券	37.76
特殊債券	10.63
社債券	27.36
外国譲渡性預金証書	23.00
合計	98.75

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

《参考情報》

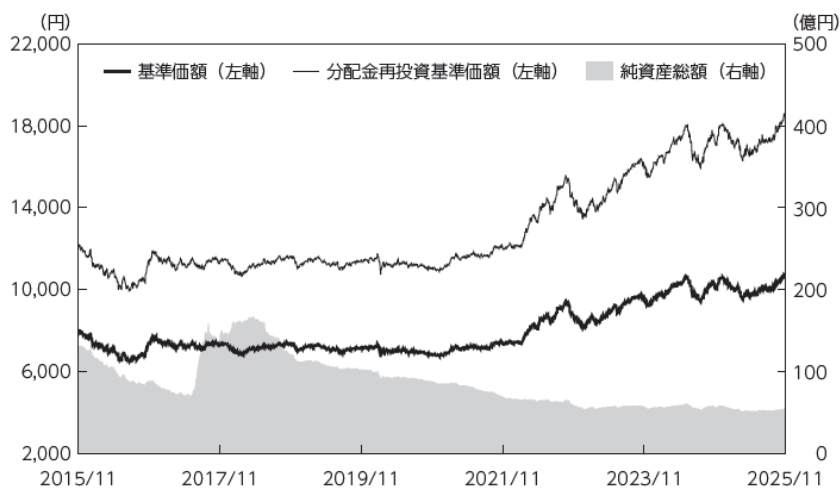
運用実績

基準日:2025年11月28日

基準価額・純資産の推移(過去10年間)

2015年11月末～2025年11月末

基準価額・純資産



基準価額	純資産総額
10,707円	54億円

分配の推移

2025年7月	12円
2025年8月	12円
2025年9月	12円
2025年10月	12円
2025年11月	12円
直近1年間累計	144円
設定来累計	4,241円

※基準価額は1万口当たり、信託報酬除後のものです。  
 ※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものと計算しています。

※1万口当たり、税引前  
 ※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、または分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況(フランクリン・テンプレトン・米国短期投資適格債マザーファンド)

■種類別組入比率

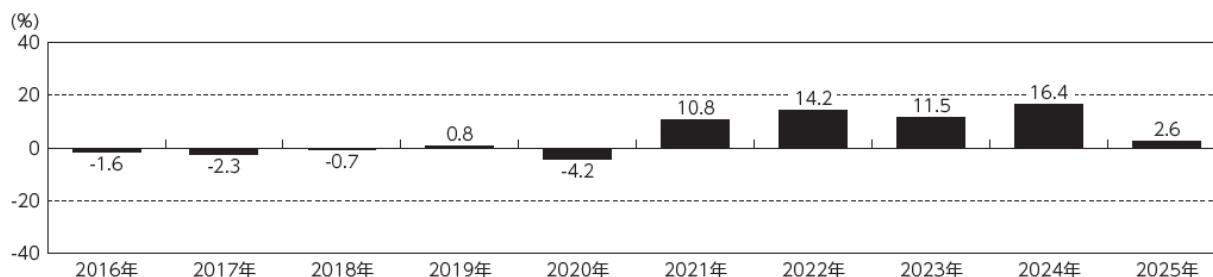
■組入上位10銘柄

種類	比率(%)
国債証券	37.76
特殊債券	10.63
社債券	27.36
外国譲渡性預金証書	23.00
現金・預金・その他の資産	1.25
合計	100.00

銘柄	国	種類	利率(%)	償還日	比率(%)
US TREASURY BILL	アメリカ	国債証券	—	2026年1月13日	7.19
US TREASURY BILL	アメリカ	国債証券	—	2026年1月20日	5.31
US TREASURY BILL	アメリカ	国債証券	—	2026年1月29日	4.54
US TREASURY BILL	アメリカ	国債証券	—	2025年12月4日	3.82
US TREASURY BILL	アメリカ	国債証券	—	2026年1月8日	3.64
FED HOME LN DISCOUNT NT	アメリカ	社債券	—	2025年12月10日	3.42
US TREASURY BILL	アメリカ	国債証券	—	2026年5月28日	2.80
US TREASURY BILL	アメリカ	国債証券	—	2025年12月9日	2.74
SUMITOMO MITSUI BANK	アメリカ	外国譲渡性預金証書	—	—	2.33
LLOYDS BANK CORP MKT	アメリカ	外国譲渡性預金証書	—	—	2.29

※上記比率はマザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。また、小数点以下第3位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。  
 ※当ファンドにおけるマザーファンド受益証券の組入比率は100.03%です。

年間収益率の推移



※当ファンドにはベンチマークはありません。  
 ※年間収益率は、税引前分配金を再投資したと仮定して、委託会社が暦年ベースで算出したものです。  
 ※2025年は年初から基準日までの収益率を表示しています。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
 ファンドの運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### (1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

#### (2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞と＜分配金受取りコース（一般コース）＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース（一般コース）＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

※販売会社によっては、取扱コースの名称が異なる場合があります。

#### (3) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

#### (4) 取扱時間

原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

#### (5) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が米国のいずれかの証券取引所の休業日または米国の銀行休業日に該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### (6) 申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

※＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

#### (7) 申込単位

販売会社が定める単位とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### (8) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

#### (9) 受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所<sup>\*</sup>における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

## 2【換金（解約）手続等】

### <解約請求による換金>

(1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、午後 3 時 30 分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

(3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が米国のいずれかの証券取引所の休業日または米国の銀行休業日に該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4) 解約制限

資金管理を円滑に行うため、信託財産の残高規模、市場の流動性の状況等によっては、換金制限を設ける場合があります。

(5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

フランクリン・templton・ジャパン株式会社

ホームページアドレス：<https://www.franklintempleton.co.jp>

電話番号：03-5219-5940

受付時間：営業日の午前 9 時から午後 5 時まで

(6) 手取額

1 口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

販売会社が定める単位とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して 5 営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

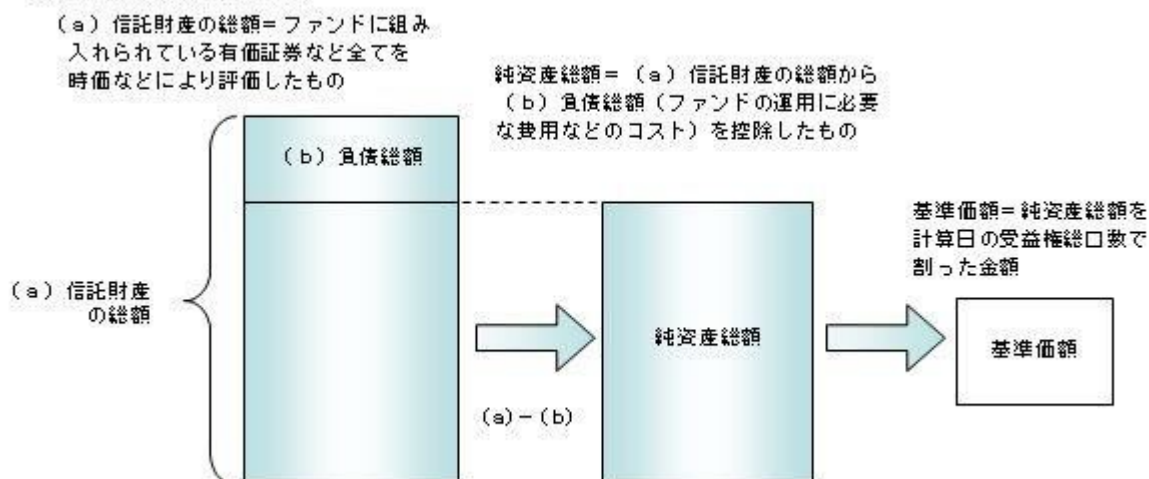
### 3 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

##### ① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

##### <基準価額算出の流れ>



##### ② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

##### <主な資産の評価方法>

##### ◇マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

##### ◇外国公社債

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における以下のいずれかの価額で評価します。

- ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
- ・金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。）、銀行などの提示する価額（売気配相場を除きます。）
- ・価格情報会社の提供する価額

※残存期間1年以内の公社債などについては、一部償却原価法により評価することができます。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

##### ③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

##### <委託会社の照会先>

フランクリン・templton・ジャパン株式会社

ホームページアドレス：<https://www.franklintempleton.co.jp>

電話番号：03-5219-5940

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

#### (2) 【保管】

該当事項はありません。

#### (3) 【信託期間】

無期限とします（2001年11月28日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了さ

せることがあります。

#### (4) 【計算期間】

毎月 19 日から翌月の 18 日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

#### (5) 【その他】

##### ① 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
  - イ) 信託財産の純資産総額が 20 億円を下回った場合
  - ロ) マザーファンドを投資対象とするすべての証券投資信託の信託財産の純資産総額の合計額が 30 億円を下回った場合
  - ハ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
- ニ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（1 ヶ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
  - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合
  - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
  - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）
- ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

##### ② 償還金について

- ・償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して 5 営業日まで）から受益者に支払います。
- ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

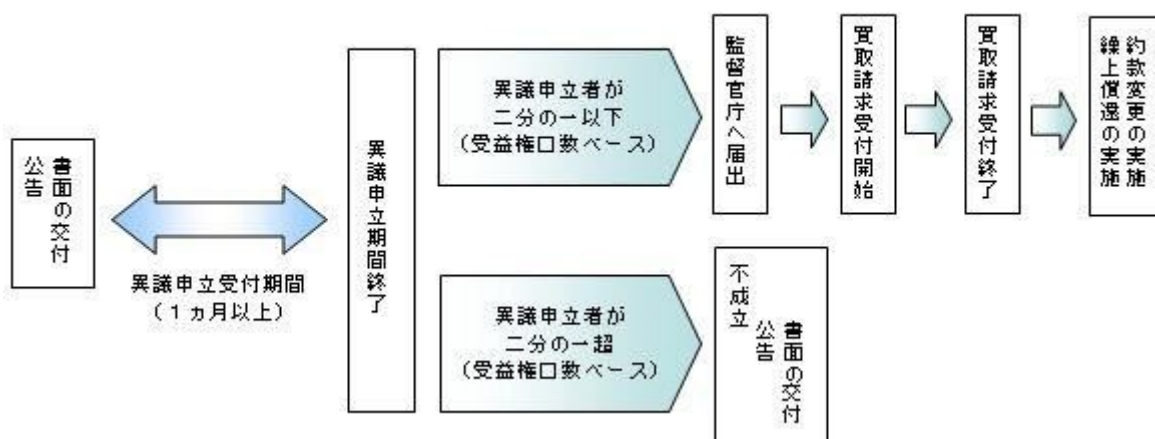
##### ③ 信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

##### ④ 異議の申立て

- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
- 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行わない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

<繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ>



⑤ 公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

- ・委託会社は、年2回（5月、11月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページアドレス：<https://www.franklintempleton.co.jp>

⑦ 関係法人との契約について

- ・販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- ・投資顧問会社とのマザーファンドにおける運用の指図に関する権限の委託契約は、当該ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(2025年5月20日から2025年11月18日まで)の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人による監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2026年1月30日

フランクリン・templton・ジャパン株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保直毅  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフランクリン・templton・米ドル毎月分配型ファンドの2025年5月20日から2025年11月18日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フランクリン・templton・米ドル毎月分配型ファンドの2025年11月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、フランクリン・templton・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

フランクリン・テンプトン・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

1 【財務諸表】

【フランクリン・templton・米ドル毎月分配型ファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 2025年5月19日現在	当期 2025年11月18日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
親投資信託受益証券	5,183,407,363	5,401,051,835
未収入金	1,494,659	4,139,821
流動資産合計	5,184,902,022	5,405,191,656
資産合計	5,184,902,022	5,405,191,656
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	6,343,273	6,099,488
未払解約金	1,494,659	4,139,821
未払受託者報酬	193,144	186,786
未払委託者報酬	4,152,583	4,015,874
その他未払費用	189,986	180,518
流動負債合計	12,373,645	14,622,487
負債合計	12,373,645	14,622,487
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	5,286,061,191	5,082,906,771
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△113,532,814	307,662,398
(分配準備積立金)	1,573,264,586	1,569,946,561
元本等合計	5,172,528,377	5,390,569,169
純資産合計	5,172,528,377	5,390,569,169
負債純資産合計	5,184,902,022	5,405,191,656

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期		当期	
	自 2024年11月19日	至 2025年5月19日	自 2025年5月20日	至 2025年11月18日
営業収益				
有価証券売買等損益		△205,308,245		487,013,470
営業収益合計		△205,308,245		487,013,470
営業費用				
受託者報酬		1,205,474		1,152,907
委託者報酬		25,917,709		24,787,482
その他費用		936,170		947,686
営業費用合計		28,059,353		26,888,075
営業利益又は営業損失(△)		△233,367,598		460,125,395
経常利益又は経常損失(△)		△233,367,598		460,125,395
当期純利益又は当期純損失(△)		△233,367,598		460,125,395
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		43,707		1,243,136
期首剰余金又は期首欠損金(△)		165,011,518		△113,532,814
剰余金増加額又は欠損金減少額		2,905,919		1,394,500
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		2,364,849		1,242,517
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		541,070		151,983
剰余金減少額又は欠損金増加額		9,157,577		1,806,727
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		8,941,343		1,658,290
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		216,234		148,437
分配金		38,881,369		37,274,820
期末剰余金又は期末欠損金(△)		△113,532,814		307,662,398

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期
	自 2025年5月20日 至 2025年11月18日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	特定期間末日の取扱い 2025年5月18日が休日のため、前特定期間末日は2025年5月19日としております。このため、当特定期間は183日となっております。

(未適用の会計基準等に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

前期 2025年5月19日現在	当期 2025年11月18日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 5,286,061,191 口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 5,082,906,771 口
2. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額 113,532,814 円	2. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額 — 円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 一口当たり純資産額 0.9785 円 (一万口当たり純資産額) (9,785 円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 一口当たり純資産額 1.0605 円 (一万口当たり純資産額) (10,605 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前期 自 2024年11月19日 至 2025年5月19日	当期 自 2025年5月20日 至 2025年11月18日
	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	委託者報酬のうち、販売会社へ支払う手数料を除いた額の100分の96相当額を支払っております。
2. 分配金の計算過程	2024年11月19日から 2024年12月18日まで の計算期間	2025年5月20日から 2025年6月18日まで の計算期間
費用控除後の配当等収益額	16,822,066 円	16,327,927 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	— 円	— 円
収益調整金額	401,718,787 円	390,281,001 円
分配準備積立金額	1,590,771,900 円	1,563,525,851 円
当ファンドの分配対象収益額	2,009,312,753 円	1,970,134,779 円
当ファンドの期末残存口数	5,538,329,784 口	5,257,557,134 口
1万口当たり収益分配対象額	3,627.99 円	3,747.22 円
1万口当たり分配金額	12.00 円	12.00 円
収益分配金金額	6,645,995 円	6,309,068 円

	2024年12月19日から 2025年1月20日まで の計算期間	2025年6月19日から 2025年7月18日まで の計算期間
費用控除後の配当等収益額	22,853,444円	18,216,582円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	397,784,623円	389,042,948円
分配準備積立金額	1,579,899,166円	1,563,983,557円
当ファンドの分配対象収益額	2,000,537,233円	1,971,243,087円
当ファンドの期末残存口数	5,469,217,417口	5,228,632,363口
1万口当たり収益分配対象額	3,657.79円	3,770.08円
1万口当たり分配金額	12.00円	12.00円
収益分配金金額	6,563,060円	6,274,358円
	2025年1月21日から 2025年2月18日まで の計算期間	2025年7月19日から 2025年8月18日まで の計算期間
費用控除後の配当等収益額	15,339,342円	15,213,568円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	394,341,108円	388,725,396円
分配準備積立金額	1,572,533,681円	1,568,400,099円
当ファンドの分配対象収益額	1,982,214,131円	1,972,339,063円
当ファンドの期末残存口数	5,394,851,774口	5,207,741,506口
1万口当たり収益分配対象額	3,674.25円	3,787.30円
1万口当たり分配金額	12.00円	12.00円
収益分配金金額	6,473,822円	6,249,289円
	2025年2月19日から 2025年3月18日まで の計算期間	2025年8月19日から 2025年9月18日まで の計算期間
費用控除後の配当等収益額	14,579,308円	14,770,330円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	394,038,656円	386,406,722円
分配準備積立金額	1,573,392,998円	1,562,300,017円
当ファンドの分配対象収益額	1,982,010,962円	1,963,477,069円
当ファンドの期末残存口数	5,372,145,764口	5,161,681,240口
1万口当たり収益分配対象額	3,689.39円	3,803.93円
1万口当たり分配金額	12.00円	12.00円
収益分配金金額	6,446,574円	6,194,017円
	2025年3月19日から 2025年4月18日まで の計算期間	2025年9月19日から 2025年10月20日まで の計算期間
費用控除後の配当等収益額	14,695,760円	19,450,909円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	393,780,983円	384,523,172円
分配準備積立金額	1,570,173,107円	1,558,413,889円
当ファンドの分配対象収益額	1,978,649,850円	1,962,387,970円
当ファンドの期末残存口数	5,340,537,681口	5,123,833,350口
1万口当たり収益分配対象額	3,704.94円	3,829.90円
1万口当たり分配金額	12.00円	12.00円
収益分配金金額	6,408,645円	6,148,600円
	2025年4月19日から 2025年5月19日まで の計算期間	2025年10月21日から 2025年11月18日まで の計算期間

費用控除後の配当等収益額	18,605,307 円	17,742,481 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	391,128,720 円	382,314,602 円
分配準備積立金額	1,561,002,552 円	1,558,303,568 円
当ファンドの分配対象収益額	1,970,736,579 円	1,958,360,651 円
当ファンドの期末残存口数	5,286,061,191 口	5,082,906,771 口
1 万口当たり収益分配対象額	3,728.16 円	3,852.81 円
1 万口当たり分配金額	12.00 円	12.00 円
収益分配金金額	6,343,273 円	6,099,488 円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 2024 年 11 月 19 日 至 2025 年 5 月 19 日	当期 自 2025 年 5 月 20 日 至 2025 年 11 月 18 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（その他の注記）の 2 有価証券関係に記載しております。これらは、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用リスク管理に関する委員会において、以下の事項について審議を行い、運用本部に必要な勧告または是正を命じます。 1. パフォーマンス評価 2. リスク分析 3. 運用ガイドラインチェック 4. その他運用リスクに関する事項に関する報告や承認等	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 自 2024 年 11 月 19 日 至 2025 年 5 月 19 日	当期 自 2025 年 5 月 20 日 至 2025 年 11 月 18 日
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していること	同左

	から、当該帳簿価額を時価としております。	
--	----------------------	--

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 元本の移動

項目	前期	当期
	自 2024 年 11 月 19 日 至 2025 年 5 月 19 日	自 2025 年 5 月 20 日 至 2025 年 11 月 18 日
期首元本額	5,611,646,003 円	5,286,061,191 円
期中追加設定元本額	39,963,750 円	21,006,058 円
期中解約元本額	365,548,562 円	224,160,478 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期	当期
	2025 年 5 月 19 日現在	2025 年 11 月 18 日現在
	当期の損益に含まれた評価差額 (円)	当期の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	109,636,686	164,464,461
合計	109,636,686	164,464,461

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	総口数 (口)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	日本円	フランクリン・templton・米国 短期投資適格債マザーファンド	2,432,906,232	5,401,051,835	
	小計	銘柄数 : 1 組入時価比率 : 100.2%	2,432,906,232	5,401,051,835 100.0%	
合計				5,401,051,835	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「フランクリン・テンプレトン・米国短期投資適格債マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次の通りであります。

「フランクリン・テンプレトン・米国短期投資適格債マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。また、フランクリン・テンプレトン・米国短期投資適格債マザーファンドの計算期間はフランクリン・テンプレトン・米ドル毎月分配型ファンドの計算期間とは異なり、毎年2月19日から翌年2月18日までであります。

フランクリン・テンプレトン・米国短期投資適格債マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2025年5月19日現在

2025年11月18日現在

	2025年5月19日現在	2025年11月18日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	6,896,296	3,243,903
コール・ローン	11,357,066	53,925,939
国債証券	1,581,894,122	1,933,922,846
特殊債券	749,460,085	590,794,248
社債券	1,253,636,204	1,485,727,579
外国譲渡性預金証書	1,563,851,257	1,249,932,386
派生商品評価勘定	225,900	-
未収入金	28,002,818	129,641,265
未収利息	19,242,592	20,602,749
前払費用	27,395,809	16,416,656
流動資産合計	5,241,962,149	5,484,207,571
資産合計	5,241,962,149	5,484,207,571
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	-	29,508,107
未払解約金	1,509,435	4,146,292
流動負債合計	1,509,435	33,654,399
負債合計	1,509,435	33,654,399
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	2,589,842,282	2,455,254,419
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	2,650,610,432	2,995,298,753
元本等合計	5,240,452,714	5,450,553,172
純資産合計	5,240,452,714	5,450,553,172
負債純資産合計	5,241,962,149	5,484,207,571

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2025 年 5 月 20 日 至 2025 年 11 月 18 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券・特殊債券・社債券</p> <p>移動平均法（買付約定後、最初の利払日までは個別法）に基づき、法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。</p> <p>外国譲渡性預金証券</p> <p>個別法に基づき、法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>為替予約の評価は、原則として、わが国における貸借対照表作成日の対顧客先物売買取相場の仲値によって計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(未適用の会計基準等に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

2025 年 5 月 19 日現在		2025 年 11 月 18 日現在	
1. 開示対象ファンドの期末における当該ファンドの受益権の総数	2,589,842,282 口	1. 開示対象ファンドの期末における当該ファンドの受益権の総数	2,455,254,419 口
2. 開示対象ファンドの期末における当該ファンドの 一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	2.0235 円 (20,235 円)	2. 開示対象ファンドの期末における当該ファンドの 一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	2.2200 円 (22,200 円)

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024 年 11 月 19 日 至 2025 年 5 月 19 日	自 2025 年 5 月 20 日 至 2025 年 11 月 18 日
1. 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（その他の注記）の 2 有価証券関係に記載しております。これらは、金利変動リスク、為替変動リスク等の市</p>	同左

	場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。 また、当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、為替予約取引を行っております。為替予約取引は為替変動リスクを有しております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用リスク管理に関する委員会において、以下の事項について審議を行い、運用本部に必要な勧告または是正を命じます。 1. パフォーマンス評価 2. リスク分析 3. 運用ガイドラインチェック 4. その他運用リスクに関する事項に関する報告や承認等	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

## II 金融商品の時価等に関する事項

項目	自 2024 年 11 月 19 日 至 2025 年 5 月 19 日	自 2025 年 5 月 20 日 至 2025 年 11 月 18 日
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	国債証券、特殊債券、社債券、外国譲渡性預金証書 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、(その他の注記)の3 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	国債証券、特殊債券、社債券、外国譲渡性預金証書 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (その他の注記)

#### 1 元本の移動等

項目	自 2024 年 11 月 19 日 至 2025 年 5 月 19 日	自 2025 年 5 月 20 日 至 2025 年 11 月 18 日
開示対象ファンドの期首における当該ファンドの元本額	2,785,602,688 円	2,589,842,282 円
同期中における追加設定元本額	20,245,348 円	10,440,226 円
同期中における解約元本額	216,005,754 円	145,028,089 円
元本の内訳		
フランクリン・templton・米国短期債ファンドV A (適格機関投資家専用)	28,237,457 円	22,348,187 円
フランクリン・templton・米ドル毎月分配	2,561,604,825 円	2,432,906,232 円

型ファンド		
計	2,589,842,282 円	2,455,254,419 円

## 2 有価証券関係 売買目的有価証券

種類	2025年5月19日現在	2025年11月18日現在
	当期の損益に含まれた評価差額（円）	当期の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	400,668	665,376
特殊債券	1,580,417	3,925,905
社債券	2,809,214	9,916,051
外国譲渡性預金証書	12,160,915	10,057,238
合計	16,951,214	24,564,570

## 3 デリバティブ取引関係 取引の時価等に関する事項 通貨関連

種類	2025年5月19日現在				2025年11月18日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
	うち1年超				うち1年超			
市場取引以外の取引 為替予約取引								
売建	27,761,422	—	27,535,522	225,900	—	—	—	—
米ドル	27,761,422	—	27,535,522	225,900	—	—	—	—
合計	27,761,422	—	27,535,522	225,900	—	—	—	—

(注) 時価の算定方法

為替予約取引について

1. 貸借対照表作成日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 貸借対照表作成日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 貸借対照表作成日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・ 貸借対照表作成日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・ 貸借対照表作成日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2. 貸借対照表作成日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、貸借対照表作成日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

## 附属明細表

### 第1 有価証券明細表

#### ① 株式

該当事項はありません。

#### ② 株式以外の有価証券

次表の通りです。

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考	
国債証券	米ドル	US TREASURY BILL-0.0%-25/11/20	850,000.00	849,819.85		
		US TREASURY BILL-0.0%-25/11/25	1,870,000.00	1,868,598.57		
		US TREASURY BILL-0.0%-25/11/28	950,000.00	948,979.07		
		US TREASURY BILL-0.0%-25/12/04	1,340,000.00	1,337,702.42		
		US TREASURY BILL-0.0%-25/12/09	960,000.00	957,830.22		
		US TREASURY BILL-0.0%-26/01/08	1,280,000.00	1,273,105.93		
		US TREASURY BILL-0.0%-26/01/13	1,670,000.00	1,660,016.68		
		US TREASURY BILL-0.0%-26/01/29	1,600,000.00	1,587,907.10		
		US TREASURY NOTE-4.25%-26/01/31	800,000.00	800,437.50		
		US TREASURY NOTE-4.5%-26/03/31	643,000.00	644,381.44		
		US TREASURY NOTE-4.5%-27/04/15	515,000.00	520,833.98		
		小計	銘柄数：11 組入時価比率：35.5%	12,478,000.00	12,449,612.76 (1,933,922,846) 36.8%	
		小計			1,933,922,846 (1,933,922,846)	
	特殊債券	米ドル	BACCT 2023-A1 A1-4.79%-28/05/15	200,000.00	200,754.00	
CCMFC 2004-2A A1-4.376%-35/05/25			33,924.87	33,459.68		
FHLMC #841075-3.28%-49/01/01			302,370.87	296,696.48		
FHR 4162 P-3.0%-33/02/15			61,071.12	59,778.01		
FHR 4389 HY-2.5%-29/09/15			226,355.01	223,185.49		
FNMA #FM3507-3.0%-36/05/01			273,677.52	262,901.35		
FNW 2003-W6 6A-4.759%-42/08/25			118,196.15	116,262.96		
FNW 2003-W8 3F1-4.697%-42/05/25			109,076.25	108,813.52		
GNMA ARM #80283-5.625%-29/05/20			9,609.80	9,603.00		
GNMA ARM #80593-5.625%-32/04/20			28,853.12	29,259.86		
GNMA ARM #80602-5.625%-32/05/20			10,595.43	10,580.58		
GNMA ARM #80636-5.375%-32/09/20			7,221.24	7,237.69		
GNMA ARM #81200-5.625%-35/01/20			56,211.82	57,120.87		
GNMA ARM #8874-5.625%-26/05/20			1,091.68	1,089.50		
GNMA2 #891562-5.153%-58/08/20			5,662.31	5,702.61		
GNR 2010-H20 AF-4.717%-60/10/20			77,804.40	77,648.40		
GNR 2010-H22 FE-4.737%-59/05/20			3,387.09	3,341.63		
GNR 2010-H26 LF-4.737%-58/08/20			15,687.62	15,672.49		

		GNR 2010-H28 FE-4.787%-60/12/20	25,405.60	25,378.33	
		GNR 2011-H01 AF-4.837%-60/11/20	23,025.69	23,010.20	
		GNR 2011-H06 FA-4.837%-61/02/20	62,147.66	62,121.76	
		GNR 2011-H07 FA-4.887%-61/02/20	11,789.41	11,789.74	
		GNR 2011-H08 FG-4.867%-61/03/20	22,795.86	22,797.31	
		GNR 2012-H21 FA-4.887%-62/07/20	134,911.60	134,964.89	
		GNR 2012-H23 WA-4.907%-72/09/28	46,445.50	46,461.15	
		GNR 2015-H10 FC-4.867%-45/12/31	119,031.18	119,018.30	
		GNR 2016-H13 FC-4.827%-66/06/20	81,384.67	81,929.86	
		GNR 2017-H15 FC-4.857%-67/06/20	225,455.33	225,385.14	
		GNR 2019-H01 FT-4.787%-68/10/20	19,189.23	19,174.59	
		GNR 2019-H08 FE-5.037%-69/01/20	248,334.35	247,975.13	
		GNR 2020-H12 F-4.887%-70/07/20	142,970.27	142,159.85	
		GNR 2021-H03 FA-4.519%-70/04/20	238,773.97	237,767.53	
		NSLT 2005-2 A5-4.739%-37/03/23	45,436.04	45,131.36	
		NSLT 2015-2A A2-4.897%-47/09/25	212,308.08	210,380.91	
		SLMA 2006-A A5-4.589%-39/06/15	249,948.21	240,429.20	
		SLMA 2013-6 A3-4.947%-55/06/25	388,601.62	388,249.85	
	小計	銘柄数 : 36	3,838,750.57	3,803,233.22	
		組入時価比率 : 10.8%		(590,794,248)	
				11.2%	
	小計			590,794,248	
				(590,794,248)	
社債券	米ドル	ADVANCED MICRO DEVICES-4.319%-28/03/24	356,000.00	359,017.21	
		AMAZON.COM INC-3.9%-28/11/20	190,000.00	189,958.20	
		AMERICAN EXPRESS FRN-5.389%-27/07/28	317,000.00	319,621.64	
		BANK OF AMERICA CORP FRN-4.979%-29/01/24	367,000.00	372,929.86	
		BANK OF MONTREAL FRN-5.004%-29/01/27	367,000.00	373,544.57	
		BANK OF NOVA SCOTIA-5.35%-26/12/07	204,000.00	206,772.15	
		BANK OF NOVA SCOTIA FRN-4.404%-28/09/08	379,000.00	380,670.42	
		BANK OF NY MELLON CO FRN-4.441%-28/06/09	360,000.00	362,117.40	
		CANADIAN IMPERIAL BA FRN-4.862%-28/01/13	280,000.00	282,108.50	

		CATERPILLAR FIN SERV CRP-5.0%- 27/05/14	376,000.00	382,017.78	
		ELI LILLY & CO-4.55%-28/02/12	363,000.00	368,644.43	
		FED HOME LN DISCOUNT NT-0.0%- 25/12/10	1,200,000.00	1,196,969.62	
		GOLDMAN SACHS GROUP FRN-2.64%- 28/02/24	350,000.00	343,194.03	
		GOLDMAN SACHS GROUP FRN-4.937%- 28/04/23	350,000.00	353,563.63	
		HSBC USA INC-4.65%-28/06/03	360,000.00	364,863.04	
		JOHN DEERE CAPITAL C FRN-4.804%- 27/04/19	368,000.00	369,711.96	
		JP MORGAN CHASE BANK-5.11%- 26/12/08	300,000.00	303,241.19	
		LOWES COS INC-4.0%-28/10/15	350,000.00	348,730.74	
		MORGAN STANLEY PVT B FRN-4.466%- 28/07/06	360,000.00	361,601.08	
		NATIONAL BANK OF CAN FRN-4.95%- 28/02/01	362,000.00	365,378.39	
		ROYAL BANK OF CANADA-4.875%- 27/01/19	269,000.00	271,768.24	
		ROYAL BANK OF CANADA FRN-4.965%- 29/01/24	367,000.00	372,677.60	
		TORONTO-DOMINION BANK-4.568%- 26/12/17	374,000.00	376,101.89	
		TOYOTA MOTOR CREDIT CORP-4.5%- 27/05/14	367,000.00	370,323.62	
		UBS AG STAMFORD CT FRN-4.864%- 28/01/10	280,000.00	282,169.29	
		WELLS FARGO & COMPAN FRN-5.707%- 28/04/22	281,000.00	286,662.86	
	小計	銘柄数 : 26	9,497,000.00	9,564,359.34	
				(1,485,727,579)	
		組入時価比率 : 27.3%		28.2%	
	小計			1,485,727,579	
				(1,485,727,579)	
外国譲渡性預金 証書	米ドル	BANCO SANTANDER SA/N	300,000.00	302,640.44	
		BANCO SANTANDER SA/N	550,000.00	550,800.28	
		BANK OF MONTREAL CHI	400,000.00	408,503.68	
		CITIBANK NA CD	550,000.00	551,090.91	
		CITIBANK NA CD	300,000.00	300,556.89	
		CREDIT AGRICOLE CIB	250,000.00	250,673.31	
		LLOYDS BANK CORP MKT	800,000.00	801,126.58	
		MIZUHO BANK LTD/NY -	250,000.00	253,355.95	

		MIZUHO BANK LTD/NY Y	350,000.00	350,701.83	
		NATIXIS -- NATXNY YC	500,000.00	510,468.27	
		NATIXIS -- NATXNY YC	350,000.00	351,586.70	
		SUMITOMO MITSUI BANK	800,000.00	816,005.78	
		SUMITOMO MITSUI TRUS	600,000.00	605,237.25	
		SVENSKA HANDELSBANKE	500,000.00	504,695.13	
		SVENSKA HANDELSBANKE	250,000.00	251,550.88	
		TORONTO DOMINION BAN	250,000.00	252,971.81	
		TORONTO DOMINION BAN	230,000.00	230,297.12	
		WESTPAC BANKING CORP	250,000.00	253,516.95	
		WESTPAC BANKING CORP	500,000.00	500,649.92	
	小計	銘柄数：19	7,980,000.00	8,046,429.68	
				(1,249,932,386)	
		組入時価比率：22.9%		23.8%	
	小計			1,249,932,386	
				(1,249,932,386)	
	合計			5,260,377,059	
	(外貨建証券の邦貨換算額)			(5,260,377,059)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2 【ファンドの現況】

以下は、2025年11月28日現在のファンドの状況であります。

### 【フランクリン・templton・米ドル毎月分配型ファンド】

#### 【純資産額計算書】

I 資産総額	5,435,160,566円
II 負債総額	1,793,599円
III 純資産総額 (I - II)	5,433,366,967円
IV 発行済口数	5,074,638,481口
V 1万口当たり純資産額 (III/IV×10,000)	10,707円

(参考)

フランクリン・templton・米国短期投資適格債マザーファンド

#### 純資産額計算書

I 資産総額	5,638,866,994円
II 負債総額	154,013,536円
III 純資産総額 (I - II)	5,484,853,458円
IV 発行済口数	2,446,570,671口
V 1万口当たり純資産額 (III/IV×10,000)	22,419円

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

###### (1) 資本金の額（2025年11月末現在）

- |                       |               |
|-----------------------|---------------|
| ① 資本金の額               | : 1,000 百万円   |
| ② 委託会社が発行する株式総数       | : 100,000 株   |
| ③ 発行済株式総数             | : 78,270 株    |
| ④ 最近5年間における主な資本金の額の増減 | : 該当事項はありません。 |

###### (2) 委託会社の機構（2025年11月末現在）

###### ① 経営の意思決定機構

3名以上の取締役が、株主総会の決議によって選任されます。取締役の選任については、累積投票を行いません。取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。補欠としてまたは増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。取締役会は、取締役の中から1名以上の代表取締役を選定します。また、取締役会は、代表取締役の中から社長を選定します。取締役会は、取締役の中から会長、副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができます。

取締役会は社長が招集し、議長となります。ただし、社長が取締役会を招集することができずまたは招集することを欲しないときは、取締役会があらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役が取締役会を招集します。取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の前日までに発します。ただし、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集通知を省略しまたは招集期間を短縮することができます。取締役会は、法令または定款に定める事項、その他委託会社の業務執行に関する重要な事項について決議します。

###### ② 運用の意思決定機構

組織規則においてファンドの運用に係する部署を規定しており、証券投資信託委託業務にかかる業務運営規程において、証券投資信託にかかわる信託財産の運用に関し、基本的な事項を定めております。

運用部門及び関連部署の代表で構成される社内委員会が開催され、各ファンドの運用状況の報告のほか、その他運用に関する事項について審議します。

##### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、投資運用業を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資助言・代理業務を行っています。

2025年11月末現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	59	1,018,746
単位型株式投資信託	10	29,429
合計	69	1,048,175

### 3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に従って作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 28 期事業年度（2024 年 10 月 1 日から 2025 年 9 月 30 日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人による監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2025年12月17日

フランクリン・templton・ジャパン株式会社

取締役会御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 久保直毅

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフランクリン・templton・ジャパン株式会社の2024年10月1日から2025年9月30日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フランクリン・templton・ジャパン株式会社の2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められて

いる。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

## (1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第 27 期事業年度 (2024 年 9 月 30 日)	第 28 期事業年度 (2025 年 9 月 30 日)
資 産 の 部		
流動資産		
現金及び預金	2,628,702	3,564,942
前払費用	85,084	97,464
未収委託者報酬	879,102	859,804
未収運用受託報酬	1,327,959	1,225,865
未収投資助言報酬	1,364	814
その他未収収益	9,449	39,573
未収入金	623,890	321,953
立替金	300,010	-
流動資産計	5,855,563	6,110,418
固定資産		
有形固定資産	※1	※1
建物	18,313	78,371
器具備品	28,842	31,546
有形固定資産計	47,155	109,917
無形固定資産		
ソフトウェア	2,099	1,175
無形固定資産計	2,099	1,175
投資その他の資産		
投資有価証券	9,285	9,285
長期差入保証金	25,000	25,000
繰延税金資産	190,037	266,705
投資その他の資産計	224,322	300,990
固定資産計	273,578	412,083
資産合計	6,129,142	6,522,502

(単位：千円)

	第 27 期事業年度 (2024 年 9 月 30 日)	第 28 期事業年度 (2025 年 9 月 30 日)
負債の部		
流動負債		
預り金	27,891	27,161
未払金	638,926	806,057
未払手数料	198,125	216,691
未払消費税等	89,846	145,003
その他未払金	350,954	444,362
未払費用	1,234,103	1,022,879
未払法人税等	181,646	77,832
前受金	57,707	44,558
その他流動負債	100	3
流動負債計	2,140,377	1,978,492
固定負債		
退職給付引当金	165,130	207,431
その他固定負債	19,579	93,696
固定負債計	184,709	301,127
負債合計	2,325,087	2,279,620
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	226,405	226,405
その他資本剰余金	647,958	1,047,958
資本剰余金計	874,364	1,274,364
利益剰余金		
利益準備金	23,594	23,594
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,906,096	1,944,923
利益剰余金計	1,929,690	1,968,517
株主資本合計	3,804,054	4,242,881
純資産合計	3,804,054	4,242,881
負債純資産合計	6,129,142	6,522,502

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第 27 期事業年度 (自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)	第 28 期事業年度 (自 2024 年 10 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)
営業収益		
委託者報酬	7,769,165	8,262,010
運用受託報酬	2,535,828	2,569,049
業務受託報酬	5,059,679	5,234,641
投資助言報酬	2,976	756
その他営業収益	13,257	23,806
営業収益計	15,380,908	16,090,264
営業費用		
支払手数料	2,569,577	2,756,331
広告宣伝費	118,476	97,807
調査費	7,633,776	7,963,088
調査費	208,146	215,599
委託調査費	7,424,597	7,744,838
図書費	1,032	2,650
委託計算費	499,986	467,390
営業雑経費	144,813	159,690
通信費	31,335	23,461
印刷費	103,196	125,350
協会費	9,340	4,972
諸会費	942	5,906
営業費用計	10,966,631	11,444,308
一般管理費		
給料	1,825,168	1,960,880
役員報酬	139,653	93,564
給料・手当	1,276,044	1,421,679
賞与	409,470	445,637
交際費	12,098	6,683
旅費交通費	27,501	39,337
租税公課	70,298	72,506
不動産賃借料	201,057	236,741
退職給付費用	101,851	153,748
固定資産減価償却費	29,627	26,782
業務委託費	1,307,045	1,154,330
諸経費	290,879	361,927
一般管理費計	3,865,528	4,012,938
営業利益	548,748	633,017

(単位：千円)

	第 27 期事業年度 (自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)	第 28 期事業年度 (自 2024 年 10 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)
営業外収益		
受取利息	93	29
受取配当金	1,687	1,797
為替差益	-	27,363
投資有価証券売却益	114	-
雑収益	-	6,135
営業外収益計	1,895	35,325
営業外費用		
為替差損	9,934	-
雑損失	10,517	6,059
営業外費用計	20,452	6,059
経常利益	530,191	662,284
特別損失		
固定資産除却損	-	27,019
特別損失計	-	27,019
税引前当期純利益	530,191	635,265
法人税、住民税及び事業税	224,377	190,096
法人税等調整額	△37,924	△44,876
法人税等合計	186,453	145,219
当期純利益	343,738	490,046

## (3)【株主資本等変動計算書】

第27期事業年度（自2023年10月1日至2024年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本							株主資本 合計	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金			利益 準備金	利益剰余金			
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	1,000,000	226,405	647,958	874,364	23,594	1,562,358	1,585,952	3,460,316	3,460,316
当期変動額									
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-	-	343,738	343,738	343,738	343,738
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	343,738	343,738	343,738	343,738
当期末残高	1,000,000	226,405	647,958	874,364	23,594	1,906,096	1,929,690	3,804,054	3,804,054

第28期事業年度（自2024年10月1日至2025年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本							株主資本 合計	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金			利益 準備金	利益剰余金			
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	1,000,000	226,405	647,958	874,364	23,594	1,906,096	1,929,690	3,804,054	3,804,054
当期変動額									
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△700,000	△700,000	△700,000	△700,000
合併による増加	-	-	400,000	400,000	-	248,780	248,780	648,780	648,780
当期純利益						490,046	490,046	490,046	490,046
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	400,000	400,000	-	38,827	38,827	438,827	438,827
当期末残高	1,000,000	226,405	1,047,958	1,274,364	23,594	1,944,923	1,968,517	4,242,881	4,242,881

[注記事項]

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 其他有価証券 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 6年～18年 器具備品 2年～15年  (2) 無形固定資産 ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3. 引当金の計上基準	(1) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合用支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
4. 収益及び費用の計上基準	<p>当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、業務受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。</p> <p>収益は次の5つのステップを適用し認識しております。          ステップ1：顧客との契約を識別する。          ステップ2：契約における履行義務を識別する。          ステップ3：取引価額を算定する。          ステップ4：契約における履行義務に取引価額を配分する。          ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。</p> <p>委託者報酬は投資信託の信託約款に基づきファンドの運用、受託会社への指図、基準価額の算出、目論見書・運用報告書等の作成等の履行義務を負っており、日々の運用ファンドの純資産総額に各報酬率を乗じて算出されます。当該履行義務は運用期間において日々充足されると判断し、運用期間に渡り収益として認識しております。</p> <p>運用受託報酬は対象顧客との投資一任契約に基づき投資一任業務の履行義務を負っており、口座の計算期間における日次又は月次の受託資産の時価平均に、契約書に記載された一定の報酬率（もしくは段階報酬率）を乗じて算出されます。当該履行義務は運用期間に渡り日々充足されると判断し、サービス提供期間に渡り収益として認識しております。</p> <p>成功報酬は対象顧客との投資一任契約に基づき特定のベンチマーク又はその他のパフォーマンス目標を上回る運用履行義務を負っており、口座の計算期間における日次又は月次の受託資産の時価平均に、契約書に記載された成功報酬率を乗じて算出されます。当該履行義務は口座の計算期間末において充足され、期末時点で将来著しい減額が発生しない可能性が高いと見込まれた時点で収益として認識しております。</p> <p>投資助言報酬は対象顧客との投資助言契約に基づき投資助言業務の履行義務を負っており、口座の計算期間における日次又は月次の受託資産の時価平均</p>

	<p>に、契約書に記載された一定の報酬率（もしくは段階報酬率）を乗じて算出されます。当該履行義務は運用期間に渡り日々充足されると判断しサービス提供期間に渡り収益として認識しております。</p> <p>業務受託報酬は、当社の関係会社とのサービス契約書に基づき営業・マーケティング・オペレーショナル・アドミニストレーションなどのサポートを提供する履行義務を負っており、月々の実際の費用額にグループ全体で適用されている移転価格税制ポリシーで定められたマークアップが加算されて算出されます。当該履行義務はサービス期間に渡り充足されると判断しサービス提供期間に渡り収益として認識しております。</p>
5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	(1)消費税等の会計処理 固定資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、発生会計期間の費用として処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを認識していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

第 27 期事業年度 (2024 年 9 月 30 日)	第 28 期事業年度 (2025 年 9 月 30 日)
※1 固定資産の減価償却累計額	※1 固定資産の減価償却累計額
建物 353,194 千円	建物 367,252 千円
器具備品 142,763 千円	器具備品 152,416 千円

(株主資本等変動計算書関係)

第 27 期事業年度 (自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	78,270	—	—	78,270

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

第 28 期事業年度 (自 2024 年 10 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	78,270	—	—	78,270

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年3月7日 臨時株主総会	普通株式	700,000	8,943.4	2024年 9月30日	2025年 3月25日

(リース取引関係)

第 27 期事業年度 (自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)	第 28 期事業年度 (自 2024 年 10 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)
オペレーティング・リース取引 (借主側) オペレーティング・リース取引のうち解約不 能のものに係る未経過リース料 1年以内 114,225 千円 1年超 -千円 <hr/> 合計 114,225 千円	該当事項はありません。

(金融商品関係)

第 27 期事業年度 (自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は公募及び私募投資信託の設定、運用等の投資信託委託業務及び年金基金等に対して投資一任業務・投資助言業務を行っております。

資金運用については、安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引は行っておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。

なお、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務であるその他未払金、未払手数料、未払費用は、そのほとんどが 1 年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

預金の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク (取引先の契約不履行等に係るリスク) の管理

当社は、未収運用受託報酬に関連して、機関投資家営業部業務マニュアルに従い、機関投資家営業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングしております。

また、財務部が未収運用受託報酬を取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を図っております。また、係る状況が発生した場合には、速やかに経営委員会において報告を行っております。

②市場リスク (為替や金利等の変動リスク) の管理

当社は、外貨建ての預金、債権債務に関する為替の変動リスクに関して、経理規定に従い、財務部が外貨建ての預金及び債権債務残高を把握しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024 年 9 月 30 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 長期差入保証金	25,000	25,000	—
資産計	25,000	25,000	—

(注) 1.

(1) 現金及び預金については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(2) 未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、その他未収入金、未払手数料、その他未払金、未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

(注) 2. 市場価額のない株式等は、表には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下の通りであります。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	9,285

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超
長期差入保証金	—	—	25,000
合計	—	—	25,000

3. 金融商品の時価等のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価額により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債以外の金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	—	25,000	—	25,000

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期差入保証金

長期差入保証金の時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

なお、「金融商品関係」の「2. 金融商品の時価等に関する事項」の(注)1に記載の通り、短期間で決済され、時価が帳簿価額にほぼ等しい金融資産及び金融負債は注記を省略しております。

第 28 期事業年度（自 2024 年 10 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は公募及び私募投資信託の設定、運用等の投資信託委託業務及び年金基金等に対して投資一任業務・投資助言業務を行っております。

資金運用については、安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引は行っておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。

なお、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務であるその他未払金、未払手数料、未払費用は、そのほとんどが 1 年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

預金の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、未収運用受託報酬に関連して、機関投資家営業部業務マニュアルに従い、機関投資家営業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングしております。

また、財務部が未収運用受託報酬を取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を図っております。また、係る状況が発生した場合には、速やかに経営委員会において報告を行っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての預金、債権債務に関する為替の変動リスクに関して、経理規定に従い、財務部が外貨建ての預金及び債権債務残高を把握しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025 年 9 月 30 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 長期差入保証金	25,000	25,000	—
資産計	25,000	25,000	—

(注) 1.

(1) 現金及び預金については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(2) 未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、その他未収入金、未払手数料、その他未払金、未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

(注) 2. 市場価額のない株式等は、表には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下の通りであります。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	9,285

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超
長期差入保証金	—	—	25,000
合計	—	—	25,000

3. 金融商品の時価等のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価額により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債以外の金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	—	25,000	—	25,000

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期差入保証金

長期差入保証金の時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

なお、「金融商品関係」の「2. 金融商品の時価等に関する事項」の(注)1に記載の通り、短期間で決済され、時価が帳簿価額にほぼ等しい金融資産及び金融負債は注記を省略しております。

(有価証券関係)

第 27 期事業年度 (2024 年 9 月 30 日)	第 28 期事業年度 (2025 年 9 月 30 日)
1. 当事業年度中に売却したその他有価証券 投資信託受益証券 売却額 1,114 千円 売却益の合計額 114 千円	該当事項はありません。

(企業結合等関係)

共通支配下の取引

(1) 取引の概要

1. 結合当事企業の名称及び事業内容  
結合当事企業の名称：パトナム・インベストメンツ・ジャパン株式会社（以下「PIJ」）  
事業の内容：投資運用業
2. 企業結合日  
2024 年 10 月 1 日
3. 企業結合の法的形式  
当社を存続会社、PIJ を消滅会社とする吸収合併
4. 企業結合後の名称  
フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社
5. 企業結合の目的  
この企業結合により日本法人の業務効率の向上と体制強化を図ることで、よりクオリティの高い顧客サービスの提供やより顧客ニーズにあった商品紹介を可能とすることを目指します。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第 21 号）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 10 号）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施しました。

(退職給付関係)

第27期事業年度(自2023年10月1日至2024年9月30日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を併用しております。退職一時金制度では、基準給与に一定の割合を乗じた額を積み立て、一時金として支給します。退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債並びに退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	115,559千円
退職給付費用	64,396千円
退職給付の支払額	<u>△14,824千円</u>
退職給付引当金の期末残高	<u>165,130千円</u>

(2) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	64,396千円
----------------	----------

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、37,455千円であります。

第28期事業年度(自2024年10月1日至2025年9月30日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を併用しております。退職一時金制度では、基準給与に一定の割合を乗じた額を積み立て、一時金として支給します。退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債並びに退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	165,130千円
退職給付費用	76,964千円
退職給付の支払額	<u>△34,663千円</u>
退職給付引当金の期末残高	<u>207,431千円</u>

(2) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	76,964千円
----------------	----------

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、42,625千円であります。

(税効果会計関係)

第27期事業年度(自2023年10月1日至2024年9月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	千円
繰延税金資産	
退職給付引当金	50,562
未払費用	56,013
未払金	107,430
有価証券評価損	27,776
長期差入保証金	44,857
繰延資産償却超過	-
未払事業税	15,441
その他	10,346
繰延税金資産小計	<u>312,429</u>
評価性引当額	<u>△122,392</u>
繰延税金資産合計	<u><u>190,037</u></u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	(%)
法定実効税率	30.6
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.8
住民税均等割	0.7
過年度法人税等戻入額	-
評価性引当金	1.4
その他	<u>△0.5</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>35.1</u>

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	千円
繰延税金資産	
退職給付引当金	65,239
未払費用	42,812
未払金	131,262
有価証券評価損	27,776
長期差入保証金	45,532
繰延資産償却超過	-
未払事業税	14,001
その他	14,751
繰延税金資産小計	<u>341,376</u>
評価性引当額	<u>△74,670</u>
繰延税金資産合計	<u><u>266,705</u></u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	(%)
法定実効税率	30.6
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	6.0
住民税均等割	0.6
過年度法人税等繰入額	0
評価性引当金	△7.5
繰越欠損金（合併に伴う引継）	△5.7
その他	<u>△1.2</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>22.8</u>

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

税法の改正に伴い、2027 年 9 月期以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を 30.62%から 31.52%に変更し計算しております。この変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額は僅少です。

(資産除去債務関係)

第 27 期事業年度 (自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

1. 当該資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの賃貸借契約において、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を認識しております。なお、賃貸借契約に基づいて計算をした敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額が、敷金の額よりも多いことから、資産除去債務として認められる金額から敷金の額を差し引いた金額を、固定負債のその他に含めて計上しております。

当事業年度末において敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額は 19,579 千円であります。

第 28 期事業年度 (自 2024 年 10 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)

1. 当該資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの賃貸借契約において、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を認識しております。なお、賃貸借契約に基づいて計算をした敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額が、敷金の額よりも多いことから、資産除去債務として認められる金額から敷金の額を差し引いた金額を、固定負債のその他に含めて計上しております。

当事業年度末において敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額は 93,696 千円であります。

(セグメント情報等関係)

[セグメント情報]

当社の報告セグメントは投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第 27 期事業年度（自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

1. 製品およびサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託 委託業務	投資一任業務	投資助言業務	業務の受託	その他	合計
外部顧客への 営業収益	7,769,165	2,535,828	2,976	5,059,679	13,257	15,380,908

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

	日本	ルクセンブルグ	米国	その他	合計
委託者報酬	7,769,165	—	—	—	7,769,165
運用受託報酬	2,501,342	—	486	33,999	2,535,828
投資助言報酬	2,976	—	—	—	2,976
業務受託報酬	—	2,323,893	2,735,786	—	5,059,679

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益
フランクリン テンプルトン カンパニーズ エルエルシー	2,735,450
フランクリン テンプルトン インターナショナル サービス S. A. R. L.	2,323,893
フランクリン・テンプレートン・オーストラリア高配当株ファンド（毎月分配型）	1,867,165

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第 27 期事業年度（自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第 27 期事業年度（自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

報告セグメントごと負ののれん発生益に関する情報

第 27 期事業年度（自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

第28期事業年度（自2024年10月1日至2025年9月30日）

1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託 委託業務	投資一任業務	投資助言業務	業務の受託	その他	合計
外部顧客への 営業収益	8,262,010	2,569,049	756	5,234,641	23,806	16,090,264

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

	日本	ルクセンブルグ	米国	その他	合計
委託者報酬	8,262,010	—	—	—	8,262,010
運用受託報酬	2,536,312	—	—	32,736	2,569,049
投資助言報酬	756	—	—	—	756
業務受託報酬	—	2,173,105	3,050,108	11,427	5,234,641

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
フランクリン テンプルトン カンパニーズ エルエルシー	3,047,711
フランクリン テンプルトン インターナショナル サービス S.A.R.L.	2,173,105
フランクリン・テンプレートン・オーストラリア高配当株ファンド（毎月分配型）	1,719,116

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第28期事業年度（自2024年10月1日至2025年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第28期事業年度（自2024年10月1日至2025年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごと負ののれん発生益に関する情報

第28期事業年度（自2024年10月1日至2025年9月30日）

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

第 27 期事業年度（自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、注記事項（セグメント情報等関係）の「[関連情報]」、「2. 地域ごとの情報」(1) 営業収益に記載の通りであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針の 4. 収益及び費用の計上基準に記載の通りであります。

第 28 期事業年度（自 2024 年 10 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、注記事項（セグメント情報等関係）の「[関連情報]」、「2. 地域ごとの情報」(1) 営業収益に記載の通りであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針の 4. 収益及び費用の計上基準に記載の通りであります。

## (関連当事者情報)

第 27 期事業年度 (自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

## 1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主 (会社等の場合に限る。) 等

(単位: 千円)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末残高
親会社	フランクリン リソーシズ インク	米国 デラウェア 州	50.2 百万 米ドル	持株会社	(被所有) 間接 100%	業務委託 関係 役員の兼任	本部共通 経費の支払 (注 2)	114,773	未払 費用	90,939

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

(単位: 千円)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又 は出資 金	事業の 内容 又は職業	議決権 等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末残高
同一の 親 会社を 持 つ会社	ウエスタン・ アセット・ マネジメン ト・カンパ ニー・エル エルシー	米国 カリフォル ニア州	-	金融業	-	業務委託 関係	業務の 委託 (注 5)	993,799	未払 費用	79,933
同一の 親 会社を 持 つ会社	ウエスタン・ アセット・ マネジメン ト・カンパ ニー・ピー ティイーワ イ・リミテ ッド	オーストラ リア ビクトリア 州	-	金融業	-	業務委託 関係	業務の 委託 (注 5)	889,511	未払 費用	66,765
同一の 親 会社を 持 つ会社	ブランディ ワイン・グ ローバル・ インベス トメン ト・マネジ メン ト・エル エルシー	米国 ニューヨ ーク州 ニューヨ ーク	-	金融業	-	業務委託 関係	業務の 委託 (注 5)	653,905	未払 費用	228,361
同一の 親 会社を 持 つ会社	クリアブリ ッジ・イ ンベス トメン ツ・ エル エルシー	米国 ペンシル バニア 州	-	金融業	-	業務委託 関係	業務の 委託 (注 5)	845,888	未払 費用	76,219
同一の 親 会社を 持 つ会社	フランクリ ン・テン ブルトン ・オース トラリア ・リミテ ッド	オーストラ リア ビクトリア 州	-	金融業	-	業務委託 関係	業務の 委託 (注 5)	1,856,249	未払 費用	151,630
同一の 親 会社を 持 つ会社	フランクリ ン・テン ブルトン ・カンパ ニーズ・ エル エルシー	米国 デラウェア 州	-	一般業務 委託請負 会社	-	業務委託 関係	業務の 受託 (注 3)	2,735,450	未収 入金	366,521
							総務・経 理・イン フォメー ション テクノロ ジー業務 等の委託 (注	1,168,745	未払 費用	141,062

							4)			
同一の親会社を持つ会社	フランクリン・テンプレトン・インターナショナル・サービス・S. A. R. L.	ルクセンブルグ	-	金融業	-	業務委託関係	業務の受託(注3)	2,323,893	未収入金	185,607
							業務の委託(注5)	377	未払費用	67
同一の親会社を持つ会社	K2/D&S マネジメント・カンパニーズ・エルエルシー	米国デラウェア州	-	金融業	-	業務委託関係	業務の委託(注5)	802,935	未払費用	83,768
同一の親会社を持つ会社	フランクリン アドバイザーズ インク	米国カリフォルニア州	-	金融業	-	業務委託関係	業務の委託(注5)	787,168	未払費用	69,871

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注1) 取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

(注2) 本部共通経費の支払については、当業務に関する役務提供割合を勘案して合理的な金額を支払っております。

(注3) 業務受託報酬については、当社が提供する役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額に基づいて算出しております。

(注4) 総務・経理・インフォメーションテクノロジー業務等の委託については、コーポレートサービスフイー契約に基づいて算出された業務委託料金を支払っております。

(注5) 業務委託報酬については、当社に提供される役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額に基づいて算出されております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### (1) 親会社情報

フランクリン・リソーシズ・インク (ニューヨーク証券取引所に上場)

レグ・メイソン・インク (非上場)

テンプレトン・ワールドワイド・インク (非上場)

テンプレトン・インターナショナル・インク (非上場)

フランクリン・テンプレトン・キャピタル・ホールディングス・プライベート・リミテッド (非上場)

第28期事業年度（自2024年10月1日至2025年9月30日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

(単位：千円)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	フランクリン リソーシズ インク	米国 デラウェア 州	50.2 百万 米ドル	持株会社	(被所有) 間接 100%	業務委託 関係 役員の兼任	本部共通 経費の支払 (注2)	106,615	未払 費用	60,193

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	ウエスタン・ アセット・ マネジメン ト・カンパ ニー・エ ルエルシー	米国 カリフォル ニア州	-	金融業	-	業務委託 関係	業務の 委託 (注5)	943,806	未払 費用	79,097
同一の親会社を持つ会社	ウエスタン・ アセット・ マネジメン ト・カンパ ニー・ビ ーティーフ ィ・リミ テッド	オーストラ リア ビクトリア 州	-	金融業	-	業務委託 関係	業務の 委託 (注5)	736,282	未払 費用	59,569
同一の親会社を持つ会社	ブランディ ワイン・グ ローバル ・インベ ストメン ト・マネ ジメン ト・エル エルシー	米国 ニューヨー ク州 ニューヨー ク	-	金融業	-	業務委託 関係	業務の 委託 (注5)	640,546	未払 費用	58,552
同一の親会社を持つ会社	クリアブリ ッジ・イ ンベ ストメン ツ・エ ルエルシー	米国 ペンシルバ ニア州	-	金融業	-	業務委託 関係	業務の 委託 (注5)	1,286,585	未払 費用	121,009
同一の親会社を持つ会社	フランクリ ン・テン ブルトン ・オース トラリア ・リミ テッド	オーストラ リア ビクトリア 州	-	金融業	-	業務委託 関係	業務の 委託 (注5)	1,749,095	未払 費用	149,780
同一の親会社を持つ会社	フランクリ ン・テン ブルトン ・カンパ ニーズ ・エ ルエルシー	米国 デラウェア 州	-	一般業務 委託請負 会社	-	業務委託 関係	業務の 受託 (注3)	3,047,711	未収 入金	206,314
							総務・経理・ インフォメ ーションテ クノ ロジー業 務等 の委託 (注 4)	1,153,112	未払 費用	94,783

同一の親会社を持つ会社	フランクリン・テンプレトン・インターナショナル・サービス・S. A. R. L.	ルクセンブルグ	-	金融業	-	業務委託関係	業務の受託(注3)	2,173,105	未収入金	101,349
							業務の委託(注5)	1,217	未払費用	89
同一の親会社を持つ会社	K2/D&S マネジメント・カンパニーズ・エルエルシー	米国 デラウェア州	-	金融業	-	業務委託関係	業務の委託(注5)	889,817	未払費用	78,663
同一の親会社を持つ会社	フランクリンアドバイザーズ・インク	米国 カリフォルニア州	-	金融業	-	業務委託関係	業務の委託(注5)	1,026,866	未払費用	96,262

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注1) 取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

(注2) 本部共通経費の支払については、当業務に関する役務提供割合を勘案して合理的な金額を支払っております。

(注3) 業務受託報酬については、当社が提供する役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額に基づいて算出しております。

(注4) 総務・経理・インフォメーションテクノロジー業務等の委託については、コーポレートサービスフイー契約に基づいて算出された業務委託料金を支払っております。

(注5) 業務委託報酬については、当社に提供される役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額に基づいて算出されております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### (1) 親会社情報

フランクリン・リソーシズ・インク (ニューヨーク証券取引所に上場)

レグ・メイソン・インク (非上場)

テンプレトン・ワールドワイド・インク (非上場)

テンプレトン・インターナショナル・インク (非上場)

フランクリン・テンプレトン・キャピタル・ホールディングス・プライベート・リミテッド (非上場)

## (1株当たり情報)

第 27 期事業年度 (自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)		第 28 期事業年度 (自 2024 年 10 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)	
1株当たり純資産額	48,601 円 69 銭	1株当たり純資産額	54,208 円 28 銭
1株当たり当期純利益金額	4,391 円 69 銭	1株当たり当期純利益金額	6,260 円 97 銭
(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下の通りであります。		(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下の通りであります。	
当期純利益	343,738 千円	当期純利益	490,046 千円
普通株式に帰属しない金額	-	普通株式に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純利益	343,738 千円	普通株式に係る当期純利益	490,046 千円
期中平均株式数	78 千株	期中平均株式数	78 千株
なお、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5 【その他】

- (1) 定款の変更等  
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項  
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

追加型証券投資信託

フランクリン・テンプルトン・米ドル毎月分配型ファンド

約 款

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社

## 運用の基本方針

約款第21条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、主として米ドル建債券に投資することにより米ドル短期金利を上回るインカムゲインを獲得することにより、米ドル短期金利水準の分配を毎月行い、米ドル原資産元本の安定した運用成果を目指します。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

フランクリン・templton・米国短期投資適格債マザーファンド受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

- ①主として米国の国債、政府機関債、事業債、モーゲージ担保債務証券等を含むモーゲージ証券、資産担保証券等を中心に投資を行い、安定した収益の確保を目指します。
- ②金利変動リスク、信用リスク、為替変動リスクにその主たる収益の源泉を求めず、インカムゲインを主たる収益の源泉として毎月米ドル短期金利水準の分配を行い、米ドル原資産の安定した運用成果を目指します。
- ③主たる投資対象である個別債券は、原則としてS&P、ムーディーズ、フィッチ・レーティングスのうち1社以上の格付機関からBBB-/Baa3格以上の格付を付与されているものとし、ポートフォリオの平均格付けはA-/A3格以上を維持します。
- ④原則として、ポートフォリオ全体の実効デュレーションを、通常0.5年～1.0年（最大1.5年）とし、金利変動リスクの回避を目指します。
- ⑤原則として米ドル建ての証券に投資します。したがって基準価額は、円と米ドルとの為替変動の影響を受けます。
- ⑥有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、有価証券指数等オプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引並びに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑦信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑧信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことができます。
- ⑨当初設定時並びに償還準備に入ったとき、大量の追加設定または解約による資金動向、急激な市況動向が発生もしくは予想されるとき、並びに信託財産の規模によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 投資制限

- ①株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ②マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ③同一銘柄の株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ④同一銘柄の転換社債、並びに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあら

かじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

- ⑤外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ⑥米国国債、政府機関債、政府保証債、またはこれらと同等の信用を有する証券を除き、原則として一発行体の発行する証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。ただし、当初設定時、純資産総額の過少な時期並びに大量解約の場合等は除くものとします。
- ⑦信託財産に属する事業債の時価総額は、原則として純資産総額の25%以内とします。
- ⑧信託財産に属するBBB/Baa格付（BBB+/Baa1格、BBB/Baa2格、BBB-/Baa3格）を付与されたまたは同等の信用を有する証券の時価総額は、原則として純資産総額の10%以内とします。
- ⑨有価証券先物取引等は、約款第25条の範囲で行います。
- ⑩スワップ取引は、約款第26条の範囲で行います。
- ⑪金利先渡取引は、約款第27条の範囲で行います。
- ⑫一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

### 3. 収益分配方針

毎決算時（原則として毎月18日、休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収益（マザーファンドの信託財産に属する利子等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。）及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、原則として繰越分を含めた受取り利子・配当収益を中心に、米ドル短期金利水準等を勘案して委託者が決定し、毎月分配を行います。ただし、信託約款に定める範囲内で、売買益をも源泉として分配を行うことがあります。
- ③留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

## 追加型証券投資信託 フランクリン・テンプルトン・米ドル毎月分配型ファンド 約款

(信託の種類、委託者及び受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

②この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的、金額及び追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

②委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託を行ったときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

③委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第52条第1項、第2項及び第3項、第53条第1項、第54条第1項及び第56条第2項の規定による信託終了の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第5条 この信託契約締結当初及び追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割及び再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項の規定による受益権については500億円を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとし、ます。

(追加信託の価額及び口数、基準価額の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び第31条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第9条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

④委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約に係る一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権に係る受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日に係る収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続を委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位及び価額)

第11条 指定販売会社は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、取得申込者に対し、指定販売会社が委託者の承認を得て定める申込単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、指定販売会社と別に定める自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款等を含むものとします。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができるものとします。

②前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数

の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

- ③第1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に手数料及び当該手数料に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る当該基準価額は、1口につき1円とします。
- ④前項の手数料の額は、指定販売会社がそれぞれ独自に定めるものとします。
- ⑤前各項の規定にかかわらず、受益者が第49条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第43条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥指定販売会社は、第49条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合を除くほか、取得申込日が米国のいずれかの証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場（金融商品取引法第2条第17項に規定するものをいいます。）及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）が休業日の場合、または米国の銀行休業日にあたる場合には、受益権の取得申込に応じないものとします。
- ⑦前各項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止すること及びすでに受付けた取得申込の受付を取消することができます。

（受益証券の種類）

第12条 （削除）

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

- 第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
  - ③委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者及び受託者に対抗することができません。

（無記名式の受益証券の再交付）

第15条 （削除）

（記名式の受益証券の再交付）

第16条 （削除）

（受益証券を毀損した場合等の再交付）

第17条 (削除)

(受益証券の再交付の費用)

第18条 (削除)

(投資の対象とする資産の種類)

第19条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - (イ) 有価証券
  - (ロ) デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいい、第25条、第26条及び第27条に定めるものに限りません。）に係る権利
  - (ハ) 金銭債権
  - (ニ) 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - (イ) 為替手形

(運用の指図範囲等)

第20条 委託者は、信託金を、主としてフランクリン・templton・ジャパン株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された証券投資信託であるフランクリン・templton・米国短期投資適格債マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券並びに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの  
なお、第1号の証券または証書、第12号及び第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券並びに第12号及び第17号の証券または証書のうち、第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号及び第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
  - ②前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、預金、コール・ローンを含む前条第1号(ロ)から(ニ)までに掲げる特定資産及び前条第2号に掲げる資産により運用することの指図ができます。
  - ③委託者は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
  - ④委託者は、信託財産に属する新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
  - ⑤委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券以外の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

#### （運用の基本方針）

第21条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

#### （信用リスク集中回避のための投資制限）

第21条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

#### （投資する株式等の範囲）

第22条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

- ②前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

#### （同一銘柄の株式等への投資制限）

第23条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ②委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

#### （信用取引の指図範囲）

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券及び新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第25条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。また、わが国において行われる有価証券店頭オプション取引及び有価証券店頭指数等オプション取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（信託財産の組入ヘッジ対象有価証券及びマザーファンドの組入ヘッジ対象有価証券のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入ヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権及び組入抵当証券の利払金及び償還金とマザーファンドが限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権及び組入抵当証券の利払金及び償還金のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権及び組入抵当証券の利払金及び償還金の割合を乗じて得た額をいいます。）を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金及び償還金等並びに第20条第2項に掲げる預金及びコール・ローンで運用している額とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券に係る利払金及び償還金並びに第20条第2項に掲げる預金及びコール・ローンで運用している額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券に係る利払金及び償還金等並びに第20条第2項に掲げる預金及びコール・ローンで運用している額の割合を乗じて得た額をいいます。）の合計額の範囲内とします。

3. コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ②委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金及び償還金等並びに第20条第2項に掲げる預金及びコール・ローンで運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）の合計額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金及び償還金等並びに第20条第2項に掲げる預金及びコール・ローンで運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金及び償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金及び償還金等を加えた額を限度とします。
  3. コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### （スワップ取引の運用指図）

- 第26条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
  - ③スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
  - ④前項においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
  - ⑤スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
  - ⑥委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### （金利先渡取引の運用指図）

第27条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ②金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記信託財産が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④前項においてマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑥委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑦本条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

（デリバティブ取引等に係る投資制限）

第27条の2 委託者は、デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいいます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第28条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債及び転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債及び転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ②前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債及び転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（有価証券の貸付の指図及び範囲）

第29条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

- ②前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(公社債の空売りの指図範囲)

第30条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ②前項の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の借入れ)

第31条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ②前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第32条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(信託業務の委託等)

第33条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  - 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ②受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限り、）を、受託者及び委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
- 1. 信託財産の保存に係る業務
  - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
  - 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(有価証券の保管)

第34条 (削除)

(混蔵寄託)

第35条 金融機関または金融商品取引業者等（金融商品取引法第2条第9項に規定する者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第36条 (削除)

(信託財産の登記等及び記載等の留保等)

第37条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求及び有価証券売却等の指図)

第38条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券に係る信託契約の一部解約の請求並びに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第39条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金及び売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第40条 委託者は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払い資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ②前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
  1. 一部解約金の支払い資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
  2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払い資金の不足額の範囲内
  3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- ③前項の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。
- ④借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第41条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第42条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ②信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③前2項の立替金の決済及び利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第43条 この信託の計算期間は、原則として毎月19日から翌月の18日までとします。ただし、第1計算期間は、平成13年11月28日から平成14年2月18日までとします。

- ②前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第44条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用等)

第45条 信託財産に関する租税及び受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ②信託事務に要する諸費用（監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷等費用（有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、届出、交付に係る費用）、公告費用、格付費用、受益権の管理事務等に関する費用を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
- ③委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受取ることができます。この場合、委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。
- ④前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。
- ⑤第3項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第43条に規定する計算期間を通じて毎日計算し、毎計算期末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。
- ⑥第1項及び第2項に定める信託事務の処理等に要する諸費用は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せず、かつ委託者の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。

(信託報酬等の総額)

第46条 委託者及び受託者の信託報酬の総額は、第43条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次に掲げる率を乗じて得た額とします。

1. 信託報酬の率は、毎計算期末日（休業日の場合は翌営業日とします。以下「当該日」といいます。）の2営業日前の営業日であって米国政府証券営業日（土曜日、日曜日、米国証券業金融市場協会（SIFMA）が推奨する米国政府証券取引休業日を除く日、以下同じ。）に該当する日（米国政府証券休業日に該当する場合には、直前の営業日であって米国政府証券営業日に該当する日とします。）の米国の3ヵ月物SOF R（担保付翌日物調達金利）＋スプレッド調整値（0.26161％）の水準に応じ、次に掲げる率とします。  
 米国の3ヵ月物SOF R＋スプレッド調整値（0.26161％）が1.00％以上の場合 年10,000分の90  
 米国の3ヵ月物SOF R＋スプレッド調整値（0.26161％）が0.50％以上1.00％未満の場合 年10,000分の64  
 米国の3ヵ月物SOF R＋スプレッド調整値（0.26161％）が0.50％未満の場合 年10,000分の44
  2. 前号に定める信託報酬の率は、当該日の翌日から翌月の18日（休業日の場合は翌営業日とします。）まで適用されるものとします。
- ②前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第47条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額とマザーファンドの信託財産に属する利子等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし利子等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
  2. 売買損益に評価損益を加減して得た額にみなし利子等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- ②前項第1号におけるみなし利子等収益とは、マザーファンドの信託財産に係る利子等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ③毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金及び一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第48条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については、第49条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第49条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金及び一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金及び一部解約金の支払い）

第49条 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第50条に規定する時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

- ②前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じます。当該再投資により増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。
- ④一部解約金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金及び一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとし、
- ⑥収益分配金、償還金及び一部解約金に係る収益調整金は、原則として各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、
- ⑦前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

#### （収益分配金及び償還金の時効）

第50条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、並びに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

#### （信託の一部解約）

第51条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、平成14年2月19日以降、委託者に、指定販売会社が委託者の承認を得て定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ②前項の規定にかかわらず、委託者は、平成14年2月18日以前において、受益者（受益者死亡の場合はその相続人）から次の事由により、一部解約の実行の請求があったときは、1万口単位（ただし、別に定める契約に係る受益証券または指定販売会社の所有に係る受益証券については1口単位）をもって、その請求に応じることができます。この場合において、委託者は受益者に対して当該事由を証する書類の提出を求めることができます。
1. 受益者が死亡したとき
  2. 受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
  3. 受益者が破産宣告を受けたとき
  4. 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
  5. その他前各号に準ずる事由があるものとして委託者が認めるとき
- ③第1項及び第2項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求受付日が米国のいずれかの証券取引所が休業日の場合、または米国の銀行休業日にあたる場合は、当該請求には応じないものとし、
- ④委託者は、第1項及び第2項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約

に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ⑤前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑥平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が生じ、受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日以前に行われる当該請求については、振替受益権となるのが確実な受益証券をもって行うものとします。
- ⑦委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項及び第2項による一部解約の実行の請求の受付を中止すること及びすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。
- ⑧前項により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第5項の規定に準じて計算された価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取り扱い)

第51条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

- 第52条 委託者は、第3条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- ②委託者は、マザーファンドを投資対象とするすべての証券投資信託の信託財産の純資産総額の合計額が30億円を下回った場合、または当該証券投資信託の信託財産の純資産総額が20億円を下回った場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
  - ③委託者は、運用の基本方針に沿った運用または収益分配方針に沿った分配を行うことが困難となり、かかる状況が速やかに改善されないと判断する場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合にも前2項同様、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。かかる状況には、収益分配方針に沿った分配の原資を確保することが持続的に困難となる状況を含みます。
  - ④委託者は、前3項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
  - ⑤前項の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
  - ⑥前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項、第2項及び第3項の信託契約の解約をしません。
  - ⑦委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
  - ⑧第5項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第5項の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第53条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第59条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第54条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②前項の規定にかかわらず、監督官庁が、この信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第59条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業譲渡及び承継に伴う取扱い)

第55条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任及び解任に伴う取扱い)

第56条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第59条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(受託者の変更)

第57条 (削除)

(受託者の変更に伴う取扱い)

第58条 (削除)

(信託約款の変更)

第59条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。

②委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③前項の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更は行いません。

⑤委託者は、当該信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第60条 第52条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第52条第5項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(運用状況に係る情報の提供)

第60条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

(公告)

第61条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第62条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 平成18年12月29日現在の信託約款第9条、第10条、第12条から第18条の規定及び受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

信託契約締結日 平成13年11月28日

委託者 フランクリン・テンプレトン・ジャパン株式会社  
受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

